

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 節 課税標準及び税率 （税率の適用関係） 3 - 1 法の別表の税率（以下「基本税率」という。）協定税率（関税法基本通達 3 - 2 の に規定する協定税率をいい、関税定率法第 5 条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和 30 年政令第 237 号）第 3 条の規定による税率を含む。以下同じ。）<u>E P A 税率</u>（関税法基本通達 3 - 2 の に規定する E P A 税率をいう。以下同じ。）又は暫定法の規定に基づく税率（以下「暫定税率」という。）の適用関係については、次による。 ～ （省略） <u>E P A 税率がある場合において、その E P A 税率が上記 から までにより適用されることとなる税率より低いときは、その E P A 税率を適用する。</u> <u>E P A 税率がある場合において、その E P A 税率が上記 又は により適用されていることとなる税率と同一のときは、上記 又は により適用されることとなる税率を適用する。</u> 暫定法第 8 条の 2 から第 8 条の 4 までの規定に基づき特惠関税の適用がある場合には、他の税率に優先して特惠税率を適用する。 （牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のものについての証明書の取扱い） 3 - 2 法別表第 0102.10 号及び第 0103.10 号に掲げる家畜のうち、令第 63 条の規定により、その輸入申告（特例申告貨物（関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）にあつては、特例申告）に際して令第 63 条に規定する証明書（牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに「無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令（平成 7 年農林水産省令第 13 号）第 2 条第 1 項の規定により発給されたもので、「同省令別記様式第 1 号」に定める様式のもの）が提出された場合の取扱いについて	第 1 節 課税標準及び税率 （税率の適用関係） 3 - 1 法の別表の税率（以下「基本税率」という。）協定税率（関税法基本通達 3 - 2 の に規定する協定税率をいい、関税定率法第 5 条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和 30 年政令第 237 号）第 3 条（<u>便益関税の税率</u>）の規定による税率を含む。以下同じ。）<u>シンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率</u>（関税法基本通達 3—2 の に規定するシンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率をいう。以下同じ。）又は暫定法の規定に基づく税率（以下「暫定税率」という。）の適用関係については、次による。 ～ （同左） <u>シンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率がある場合において、そのシンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率が上記 から までにより適用されることとなる税率より低いときは、そのシンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率を適用する。</u> <u>シンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率がある場合において、そのシンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率が上記 又は により適用されていることとなる税率と同一のときは、上記 又は により適用されることとなる税率を適用する。</u> 暫定法第 8 条の 2 から第 8 条の 4 まで（<u>特惠関税、特惠関税制度の適用の停止等</u>）の規定に基づき特惠関税の適用がある場合には、他の税率に優先して特惠税率を適用する。 （牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のものについての証明書の取扱い） 3 - 2 法別表第 0102.10 号及び第 0103.10 号（<u>生きている牛及び豚</u>）に掲げる家畜のうち、令第 63 条（<u>牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のものの証明方法</u>）の規定により、その輸入申告（特例申告（関税法第 7 条の 2 第 2 項（<u>申告の特例</u>）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る指定貨物（同条第 1 項に規定する指定貨物をいう。以下同じ。）にあつては、特例申告）に際して令第 63 条に規定する証明書（牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに「無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令（平成 7 年

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
は、次による。 （省略） 次により、当該証明書と「輸入（納税）申告書」（C - 5020）又は特例申告書（関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）及び仕入書その他の添付書類との対査確認を行う。 イ 証明書の「輸入者」欄に記載された輸入者の氏名等を輸入（納税）申告書（<u>特例申告貨物にあっては特例申告書をいう。</u>）に記載された輸入者の氏名等と対査する。 ロ～ニ （省略） 親畜の輸出国における船舶又は航空機への積載後輸入申告までの間に生産された子畜については、当該親畜に係る証明書の当該親畜に係る「子畜記入欄」（当該欄には、当該親畜の生産した子畜で頭数を雌雄別一括して記載されることとなっている。）に、輸入者から当該子畜に係る生産証明書（<u>検疫中に生産された子畜については、当該検疫に係る動物検疫所長（支署長及び出張所長を含む。）また、船舶又は航空機上で生産された子畜については、当該船舶又は航空機の船長又は機長の発給したもの</u>）を提出させ、両者に記載された頭数が合致するか否かを確認する。 （省略） 証明書に記載された家畜のすべてについて通関を認めた場合若しくは当該貨物が特例申告貨物である場合に<u>あっては</u>証明書に記載された家畜のすべてについて特例申告を受理したことにより証明書に記載された家畜のすべてについての申告が確認された場合には、証明書の「通関確認欄」に審査印（C - 5000）を押なつし、当該証明書を仕入書等とともに保管（<u>特例申告貨物にあっては、当該証明書を保管。</u>）する。 証明書に記載された家畜全部について検疫を終了している場合であつてその一部について輸入するとき（<u>特例申告貨物にあっては、特例申告を受理するとき、以下この項において同じ。</u>）又は証明書に記載された家畜の一部についての検疫が終了している場合であつて当該検疫が終了しているものについて輸入するときは、証明書のほかその写しを輸入申告（当該貨物が<u>特例申告貨物である場合にあっては特例申告</u>）の際に提	農林水産省令第 13 号）第 2 条第 1 項（<u>（証明書の発給）</u>）の規定により発給されたもので、「同省令別記様式第 1 号」に定める様式のもの）が提出された場合の取扱いについては、次による。 （同左） 次により、当該証明書と「輸入（納税）申告書」（C - 5020）又は特例申告書（関税法第 7 条の 2 第 1 項（<u>（申告の特例）</u>）に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）及び仕入書その他の添付書類との対査確認を行う。 イ 証明書の「輸入者」欄に記載された輸入者の氏名等を輸入（納税）申告書（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては特例申告書をいう。</u>）に記載された輸入者の氏名等と対査する。 ロ～ニ （同左） 親畜の輸出国における船舶又は航空機への積載後輸入申告までの間に生産された子畜については、当該親畜に係る証明書の当該親畜に係る「子畜記入欄」（当該欄には、当該親畜の生産した子畜で頭数を雌雄別一括して記載されることとなつている。）に、輸入者から当該子畜に係る生産証明書（<u>検疫中に生産された子畜については、当該検疫に係る動物検疫所長（支署長及び出張所長を含む。）また、船舶又は航空機上で生産された子畜については、当該船舶又は航空機の船長又は機長の発給したもの</u>）を提出させ、両者に記載された頭数が合致するか否かを確認する。 （同左） 証明書に記載された家畜のすべてについて通関を認めた場合若しくは当該貨物が特例申告に係る指定貨物である場合に<u>あつては</u>証明書に記載された家畜のすべてについて特例申告を受理したことにより証明書に記載された家畜のすべてについての申告が確認された場合には、証明書の「通関確認欄」に審査印（C - 5000）を押なつし、当該証明書を仕入書等とともに保管（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては、当該証明書を保管。</u>）する。 証明書に記載された家畜全部について検疫を終了している場合であつてその一部について輸入するとき（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告を受理するとき、以下この項において同じ。</u>）又は証明書に記載された家畜の一部についての検疫が終了している場合であつて当該検疫が終了しているものについて輸入するときは、証明書のほかその

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
出させ、通関を認めるもの（特例申告貨物に<u>あつては</u>特例申告を受理したもの）についてのみそれぞれの「通関確認欄」に審査印（C - 5000）を押なつし、当該証明書を申告者に返付し、当該写しを仕入書とともに保管（特例申告貨物に<u>あつては</u>当該証明書を保管）しておく。 （無税を適用する馬についての証明書の取扱い） 3 - 3 法別表第 0101.10 号の 1 の 及び の A 並びに第 0101.90 号の 1 の 及び の A（生きている馬）に掲げる家畜のうち、令第 64 条の規定により、その輸入申告（<u>特例申告貨物に</u>あつては、特例申告）に際して同条に規定する証明書（牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令（平成 7 年農林水産省令第 13 号）第 2 条第 1 項の規定により発給されたもので、同省令別記様式第 2 号に定める様式のもの）が提出された場合の取扱いについては、前記 3—2 からまでに掲げる規定を準用する。この場合において、同項 中「（当該欄には、当該親畜の生産した子畜で頭数を雌雄別に一括して記載されることとなつて<u>いる。</u>）に、」とあるのは「（当該欄には、当該親畜の生産した子畜で無税の適用を受けるものの頭数が雌雄別に一括して記載されることとなつて<u>いる。</u>）に記載されているものに限り無税を適用することとなるので、」と、「両者に記載された頭数が合致するか否かを確認する。」とあるのは「両者に記載された頭数が合致するかを確認し、合致しないときはいずれか少ない方の頭数のみにつき無税を適用することとする。」と読み替えるものとする。 （児童福祉施設の範囲） 3 - 4 令第 65 条の規定に関する用語の意義については、暫定法基本通達<u>9 - 2</u> 及び によるものとする。 （小売用の容器入りのものにするものの証明手続等） 3 - 5 令第 69 条の規定に関する用語の意義及びその取扱いについては、次による。 ～ （省略）	写しを輸入申告（当該貨物が特例申告に係る指定貨物である場合に<u>あつては</u>特例申告）の際に提出させ、通関を認めるもの（特例申告に係る指定貨物に<u>あつては</u>特例申告を受理したもの）についてのみそれぞれの「通関確認欄」に審査印（C - 5000）を押なつし、当該証明書を申告者に返付し、当該写しを仕入書とともに保管（<u>特例申告に係る指定貨物に</u>あつては当該証明書を保管）しておく。 （無税を適用する馬についての証明書の取扱い） 3 - 3 法別表第 0101.10 号の 1 の 及び の A 並びに第 0101.90 号の 1 の 及び の A（生きている馬）に掲げる家畜のうち、令第 64 条<u>（（無税を適用する馬の証明方法））</u>の規定により、その輸入申告（特例申告に係る指定貨物に<u>あつては</u>、特例申告）に際して同条に規定する証明書（牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令（平成 7 年農林水産省令第 13 号）第 2 条第 1 項<u>（（証明書の発給））</u>）の規定により発給されたもので、同省令別記様式第 2 号に定める様式のもの）が提出された場合の取扱いについては、前記 3—2 からまでに掲げる規定を準用する。この場合において、同項 中「（当該欄には、当該親畜の生産した子畜で頭数を雌雄別に一括して記載されることとなつて<u>いる。</u>）に、」とあるのは「（当該欄には、当該親畜の生産した子畜で無税の適用を受けるものの頭数が雌雄別に一括して記載されることとなつて<u>いる。</u>）に記載されているものに限り無税を適用することとなるので、」と、「両者に記載された頭数が合致するか否かを確認する。」とあるのは「両者に記載された頭数が合致するかを確認し、合致しないときはいずれか少ない方の頭数のみにつき無税を適用することとする。」と読み替えるものとする。 （児童福祉施設の範囲） 3 - 4 令第 65 条<u>（（児童福祉施設の指定））</u>の規定に関する用語の意義については、暫定法基本通達<u>の 8 の 7 - 2</u> 及び によるものとする。 （小売用の容器入りのものにするものの証明手続等） 3 - 5 令第 69 条<u>（（小売用の容器入りのものにするものの証明の手続））</u>の規定に関する用語の意義及びその取扱いについては、次による。 ～ （同左）

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関長に提出する書面は「小売用の容器入りのものにする事の証明書」(T - 1001) とし、1 通を輸入（納税）申告書（<u>特例申告貨物にあつては、特例申告書</u>）に添付して提出させる。	税関長に提出する書面は「小売用の容器入りのものにする事の証明書」(T - 1001) とし、1 通を輸入（納税）申告書（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書</u>）に添付して提出させる。
第 3 節 便益関税	第 3 節 便益関税
（便益関税の適用） 5 - 1 法第 5 条の規定による便益関税の適用については、<u>関税法施行令第 4 条の 2 第 4 項</u>、関税法基本通達 3 - 4（特殊な場合における協定税率の適用）及び 68 - 3 - 5（協定税率を適用する場合の原産地の認定基準）から 68 - 3 - 9（原産地証明書の取扱い等）までの規定を準用する。	（便益関税の適用） 5 - 1 法第 5 条の規定による便益関税の適用については、関税法基本通達 3 - 4（特殊な場合における協定税率の適用）及び 68 - 3 - 5（協定税率を適用する場合の原産地の認定基準）から 68 - 3 - 9（原産地証明書の取扱い等、<u>平 14 第 960 号</u>）までの規定を準用する。
第 5 節 関税割当制度	第 5 節 関税割当制度
（関税割当制度の適用を受ける輸入貨物の取扱い） 9 の 2 - 1 関税割当制度に関する政令（昭和 36 年政令第 153 号。以下、この節において「割当政令」という。）第 3 条第 1 項の規定により、関税割当制度の対象とされている輸入貨物につき、その輸入申告（<u>特例申告貨物にあつては、特例申告</u>）の際に、割当政令第 2 条第 3 項の関税割当証明書（以下本節において「証明書」という。）の提出があり、暫定法別表第一に規定する一定の数量を限度として定められている税率（以下「低税率」という。）を適用する場合の取扱いについては、次による。 なお、<u>特例申告貨物にあつては</u>、特例申告書に記載された輸入数量が交付を受けた証明書の数量（当該証明書裏面の関税割当数量の残額欄に残額数量が記載されている場合は、その残額数量。以下この節において同じ。）の範囲を超えることとなった場合には、輸入許可された<u>特例申告貨物</u>の当該証明書に記載された数量を超えることとなつた数量分については低税率が適用できないので留意する。 輸入申告者が、割当政令第 3 条第 2 項の証明書の交付を受けた者であることを確認する。ただし、証明書の交付を受けた者が輸入申告手続を業者等に委任している場合には、関税法基本通達 7—2（通関業者による代理申告）のの規定に従い委任状又は購入依頼書等により当該通関	（関税割当制度の適用を受ける輸入貨物の取扱い） 9 の 2 - 1 関税割当制度に関する政令（昭和 36 年政令第 153 号。以下、この節において「割当政令」という。）第 3 条第 1 項(<u>証明書の提出</u>)の規定により、関税割当制度の対象とされている輸入貨物につき、その輸入申告（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告</u>）の際に、割当政令第 2 条第 3 項(<u>証明書の発給</u>)の関税割当証明書（以下本節において「証明書」という。）の提出があり、暫定法別表第一に規定する一定の数量を限度として定められている税率（以下「低税率」という。）を適用する場合の取扱いについては、次による。 なお、<u>特例申告に係る指定貨物にあつては</u>、特例申告書に記載された輸入数量が交付を受けた証明書の数量（当該証明書裏面の関税割当数量の残額欄に残額数量が記載されている場合は、その残額数量。以下この節において同じ。）の範囲を超えることとなつた場合には、輸入許可された<u>指定貨物</u>の当該証明書に記載された数量を超えることとなつた数量分については低税率が適用できないので留意する。 輸入申告者が、割当政令第 3 条第 2 項(<u>輸入申告者</u>)の証明書の交付を受けた者であることを確認する。ただし、証明書の交付を受けた者が輸入申告手続を業者等に委任している場合には、関税法基本通達 7—2（通関業者による代理申告）のの規定に従い委任状又は購入依頼書等

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
業者等の委任を受けていることの確認を行う。 輸入申告の日が割当政令第 2 条第 4 項に定める証明書の有効期間内であることを確認する。 輸入数量が証明書の数量の範囲内であって、一括輸入申告された場合は、その全量について低税率を適用する。 輸入数量の一部について低税率の適用を受けようとする場合で、当該一部の数量が証明書の数量の範囲内であるときは、輸入（納税）申告書（C - 5020）（<u>特例申告貨物にあつては、特例申告書。</u>下記において同じ。）の「品名」欄に当該一部の数量とそれ以外の数量とを区分けして申告させ、当該一部の数量について低税率を適用する。 （省略） 証明書の交付を受けた複数の者に係る貨物が 1 仕入書で到着した場合であつて、証明書への裏書あるいは関税徴収上支障がないときは、便宜、1 輸入（納税）申告書に各証明取得者を輸入申告者として列記させた上、一括して取扱輸入商社に代理申告させることとして差し支えない。 （関税割当制度の適用を受けた貨物の輸入許可の際の取扱い） 9 の 2 - 2 関税割当制度の適用を受けた貨物について輸入を許可（<u>特例申告貨物にあつては、特例申告を受理</u>）する際の取扱いは、次による。 及び （省略） 第 6 節 変質、損傷等の場合の減税又は戻し税 （変質、損傷等による戻し税の手続） 10—9 令第 3 条の 2 の規定による戻し税の手続については、次による。 同条第 1 項の規定による被災貨物の届出は、「被災貨物届出書」（T - 1020）とし、2 通（原本、交付用）をその被災貨物の輸入地税関に提出させ、届出に係る事項について確認したときは、うち 1 通（交付用）に確認印（C - 5000）を押なつて、同項に規定する確認書として届出者に交付する。	により当該通関業者等の委任を受けていることの確認を行う。 輸入申告の日が割当政令第 2 条第 4 項（<u>（証明書の有効期間）</u>）に定める証明書の有効期間内であることを確認する。 輸入数量が証明書の数量の範囲内であつて、一括輸入申告された場合は、その全量について低税率を適用する。 輸入数量の一部について低税率の適用を受けようとする場合で、当該一部の数量が証明書の数量の範囲内であるときは、輸入（納税）申告書（C - 5020）（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書。</u>下記において同じ。）の「品名」欄に当該一部の数量とそれ以外の数量とを区分けして申告させ、当該一部の数量について低税率を適用する。 （同左） 証明書の交付を受けた複数の者に係る貨物が 1 仕入書で到着した場合であつて、証明書への裏書あるいは関税徴収上支障がないときは、便宜、1 輸入（納税）申告書に各証明取得者を輸入申告者として列記させた上、一括して取扱輸入商社に代理申告させることとして差し支えない。 （関税割当制度の適用を受けた貨物の輸入許可の際の取扱い） 9 の 2 - 2 関税割当制度の適用を受けた貨物について輸入を許可（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告を受理</u>）する際の取扱いは、次による。 及び （同左） 第 6 節 変質、損傷等の場合の減税又は戻し税 （変質、損傷等による戻し税の手続） 10—9 令第 3 条の 2 （<u>（変質、損傷等による戻し税の手続）</u>）の規定による戻し税の手続については、次による。 同条第 1 項（<u>（変質、損傷等の届出及び確認）</u>）の規定による被災貨物の届出は、「被災貨物届出書」（T - 1020）とし、2 通（原本、交付用）をその被災貨物の輸入地税関に提出させ、届出に係る事項について確認したときは、うち 1 通（交付用）に確認印（C - 5000）を押なつて、同項に規定する確認書として届出者に交付する。

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省略） 被災貨物届出書の提出があつたときは、直ちに、当該被災貨物の蔵置場所及び被災場所において実地調査を行い、当該調査結果に基づいて被災貨物届出書の写しに所要事項を記載した調査書を作成する。この場合においては、被災状況を明確にしておくため、被災貨物について写真等により記録し又は見本を採取する等の措置を講じておくものとする。 同条第 2 項に規定する申請書は、「被災貨物についての関税払戻し（減額・控除）申請書」（T - 1040）とし、2 通（会計検査院に送付する必要がある場合（「財務省の計算証明に関する指定について」（平成 4 年 10 月 1 日会計検査院長訓令 4 検第 412 号）第三章第六第 1 項（（国税収納金整理資金支払命令額計算書の証拠書類の指定））参照）会計検査院送付用として 1 通を加える。（以下 19 - 17 の のイ、19 の 2 - 10、19 の 3 - 5 の 、20 - 4 及び 20 - 11 に規定する関税の払戻し（減額・控除）申請書について同じ。））に同項に規定する確認書及び許可書又は証明書類（<u>特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類</u>）を添付して提出させる。 （変質、損傷等による関税額の減額の手続） 10 - 12 令第 3 条の 3 の規定による減額の手続については、前記 10 - 9 の規定に準じて処理するほか、次による。 令第 3 条の 3 の規定により関税額の減額を受けようとする者には、同条において準用する令第 3 条の 2 第 2 項に掲げる申請書及び許可書又は証明書類（<u>特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類</u>）（下記 において「申請書等」という。）のほか、減額前の関税に係る納付書及び減額後の関税に係る納付書を提出させる。 及び （省略） 第 8 節 製造用原料品の減税又は免税 （製造用原料品の輸入（減免税）手続） 13 - 11 製造用原料品の輸入（減免税）の手続については、次による。	（同左） 被災貨物届出書の提出があつたときは、直ちに、当該被災貨物の蔵置場所及び被災場所において実地調査を行い、当該調査結果に基づいて被災貨物届出書の写しに所要事項を記載した調査書を作成する。この場合においては、被災状況を明確にしておくため、被災貨物について写真等により記録し又は見本を採取する等の措置を講じておくものとする。 同条第 2 項に規定する申請書は、「被災貨物についての関税払戻し（減額・控除）申請書」（T - 1040）とし、2 通（会計検査院に送付する必要がある場合（「財務省の計算証明に関する指定について」（平成 4 年 10 月 1 日会計検査院長訓令 4 検第 412 号）第三章第六第 1 項（（国税収納金整理資金支払命令額計算書の証拠書類の指定））参照）会計検査院送付用として 1 通を加える。（以下 19 - 17 の のイ、19 の 2 - 10、19 の 3 - 5 の 、20 - 4 及び 20 - 11 に規定する関税の払戻し（減額・控除）申請書について同じ。））に同項に規定する確認書及び許可書又は証明書類（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類</u>）を添付して提出させる。 （変質、損傷等による関税額の減額の手続） 10 - 12 令第 3 条の 3 <u>（（変質、損傷等による戻し税の手続等についての規定の準用））</u>の規定による減額の手続については、前記 10 - 9 の規定に準じて処理するほか、次による。 令第 3 条の 3 の規定により関税額の減額を受けようとする者には、同条において準用する令第 3 条の 2 第 2 項に掲げる申請書及び許可書又は証明書類（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類</u>）（下記 において「申請書等」という。）のほか、減額前の関税に係る納付書及び減額後の関税に係る納付書を提出させる。 及び （同左） 第 8 節 製造用原料品の減税又は免税 （製造用原料品の輸入（減免税）手続） 13 - 11 製造用原料品の輸入（減免税）の手続については、次による。

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
及び（省略） 輸入（減免税）製造用原料品の免税申請は、輸入（減免税）製造用原料品の輸入申告（<u>特例申告貨物にあつては、特例申告。</u>第 11 節、第 12 節及び第 16 節において同じ。）の際に、「輸入（納税）申告書」（C—5020）（<u>特例申告貨物にあつては、特例申告書。</u>以下この節、第 12 節、第 16 節及び第 20 節において同じ。）を通常の部数より 1 通多く提出して行わせ、税関においてこれを許可した（<u>特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出を受けた</u>）ときは、輸入（納税）申告書 1 通に許可印（<u>特例申告貨物にあつては、審査印</u>）を押なつて申告者へ交付し、他の 1 通を承認工場所轄税関の保税担当部門へ送付する。 法第 13 条第 3 項の規定による担保は、輸入申告者の資力、信用等が確実と認められ、関税の徴収上支障がないと認められるときは、原則として提供を省略させるものとする。 （製造用原料品の用途外使用） 13 - 15 法第 13 条第 6 項ただし書の規定による輸入（減免税）製造用原料品の用途外使用の手続については、次による。 法第 13 条第 6 項ただし書の規定による用途外使用の承認は、輸入（減免税）の許可を受けた製造用原料品（<u>特例申告貨物にあつては、特例申告書が提出された製造用原料品。</u>次項において同じ。）が腐敗、変質その他の理由により製造用原料品として使用できない場合又は、用途外使用の目的内容からみて、その用途に供することがやむを得ないと認められる場合に限り行う。 令第 10 条の規定による用途外使用の申請は、「用途外使用等承認申請書」（T - 1140）2 通（原本、交付（承認書）用）を輸入（減免税）製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関（以下「蔵置場所所轄税関」という。）に提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち 1 通に承認印を押なつて申請者へ交付する。ただし、蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には、提出部数は 3 通とし、そのうちの 1 通に承認の旨を記載して承認工場所轄税関の保税担当部門へ送付する。	及び（同左） 輸入（減免税）製造用原料品の免税申請は、輸入（減免税）製造用原料品の輸入申告（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告。</u>第 11 節、第 12 節及び第 16 節において同じ。）の際に、「輸入（納税）申告書」（C—5020）（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書。</u>以下この節、第 12 節、第 16 節及び第 20 節において同じ。）を通常の部数より 1 通多く提出して行わせ、税関においてこれを許可した（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出を受けた</u>）ときは、輸入（納税）申告書 1 通に許可印（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては、審査印</u>）を押なつて申告者へ交付し、他の 1 通を承認工場所轄税関の保税担当部門へ送付する。 法第 13 条第 3 項（<u>担保の提供</u>）の規定による担保は、輸入申告者の資力、信用等が確実と認められ、関税の徴収上支障がないと認められるときは、原則として提供を省略させるものとする。 （製造用原料品の用途外使用） 13 - 15 法第 13 条第 6 項ただし書（<u>やむを得ない理由がある場合の用途外使用等</u>）の規定による輸入（減免税）製造用原料品の用途外使用の手続については、次による。 法第 13 条第 6 項ただし書の規定による用途外使用の承認は、輸入（減免税）の許可を受けた製造用原料品（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書が提出された製造用原料品。</u>次項において同じ。）が腐敗、変質その他の理由により製造用原料品として使用できない場合又は、用途外使用の目的内容からみて、その用途に供することがやむを得ないと認められる場合に限り行う。 令第 10 条（<u>製造用原料品の用途外使用等の申請手続</u>）の規定による用途外使用の申請は、「用途外使用等承認申請書」（T - 1140）2 通（原本、交付（承認書）用）を輸入（減免税）製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関（以下「蔵置場所所轄税関」という。）に提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち 1 通に承認印を押なつて申請者へ交付する。ただし、蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には、提出部数は 3 通とし、そのうちの 1 通に承認の旨を記載して承認工場所轄税関の保税担当部門へ送付す

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 9 節 無条件免税 （専売品の無条件免税） 14 - 7 法第 14 条第 5 号に規定する「専売品」の意義及び取扱いについては、次による。 （省略） 専売品の委託輸入者が納税申告をする場合においては、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長が発行する委託書又は委託を証する書類を添付させる。ただし、当該専売品が特例申告貨物であり、かつ、輸入申告の際に当該書類を確認している場合に<u>あつては</u>、添付を省略させて差し支えない。 （携帯品の無条件免税） 14 - 11 法第 14 条第 7 号((無条件免税))に規定する携帯品の免税の取扱いについては、次による。 — <u>規則第 2 条の 4 第 3 項((入国者が輸入する携帯品等の免税))に規定する「衣類、書籍、化粧用品、身辺装飾用品その他の本邦に入国する者の私用に供することを目的とし、かつ、その者の入国の事由、滞在の期間、職業その他の事情を勘案して税関長が必要と認める物品」については、現に使用中のもの又は明らかに当該旅行中に使用すると認められるものに限る。ただし、居住者が帰国又は再入国の際携帯（別送を含む。以下同じ。）して輸入する身辺装飾用品等のうち、外国で取得したものは原則として関税を課す。</u> — <u>法第 14 条第 7 号に規定する目的により本邦に入国する者（船舶又は航空機乗組員を除く。以下「旅客」という。）が携帯して輸入する家具、調度品等は、次のイ又はロいずれかに該当する場合に限り、規則第 2 条の 4 第 3 項に規定する「本邦に入国する者の私用に供することを目的として、かつ、その者の入国の事由、滞在の期間、職業その他の事情を勘案して税関長が必要と認める物品」とする。</u> <u>イ 本邦に住所を有する旅客のうち、半年以上外国の同一場所（職業、その他の事情を勘案して税関長がやむを得ないと認める地域内の移転</u>	る。 第 9 節 無条件免税 （専売品の無条件免税） 14—7 法第 14 条第 5 号(<u>((専売品の無条件免税))</u>)に規定する「専売品」の意義及び取扱いについては、次による。 （同左） 専売品の委託輸入者が納税申告をする場合においては、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長が発行する委託書又は委託を証する書類を添付させる。ただし、当該専売品が特例申告に係る指定貨物であり、かつ、輸入申告の際に当該書類を確認している場合に<u>あつては</u>、添付を省略させて差し支えない。 （携帯品の無条件免税） 14 - 11 法第 14 条第 7 号(<u>((携帯品の無条件免税))</u>)に規定する携帯品の免税の取扱いについては、次による。 — <u>旅客の携帯品の取扱い</u> <u>本邦に入国する旅客が携帯（別送を含む。以下同じ。）して輸入する物品の取扱いについては、次による。</u> <u>イ 身回品等の取扱い</u> <u>(イ) 洋服、ワイシャツ、下着、化粧品、化粧用具及び身辺装飾品等旅客が通常携帯する身回品（予備品を含む。下記のロに掲げる物品を除く。）であつて、現に使用中のもの又は明らかに当該旅行中に使用されると認められるものは免税する。ただし、居住者（下記のホの(ロ)に掲げる「非居住者」以外の旅客をいう。以下同じ。）が帰国又は再入国の際携帯して輸入する身辺装飾品等のうち、外国で取得したものは原則として課税するものとする。</u> <u>(ロ) 旅客が本邦より輸出し再輸入する物品及び本人の職業上直接必要とする携帯用器具で当該旅行中使用すると認められる職業用具は免税する。</u> <u>ロ 酒類、香水及びたばこの取扱い</u> <u>旅客が携帯して輸入する酒類、香水及びたばこについては、次の旅</u>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

を含む。)で生活をしていた者が、その居所を本邦に移転するため、本邦に入国する際携帯して輸入する家具、調度品等で、旅客が当該物品を相当期間にわたって当該居所において私用に供しており、かつ、引き続き本邦において私用に供すると認められる場合

ロ 本邦に住所を有しない旅客のうちパスポートその他の公的書類により半年以上本邦で生活することが确实と認められる者が、その居所を本邦に移転するため、本邦に入国の際携帯して輸入する家具、調度品等で、外国において旅客が私用に供しており、かつ、その入国の目的、職業、居住様式等により引き続き使用すると認められる場合

規則第2条の4第2項及び第5項に規定する船舶の乗組員に係る航海日数については、次のイ又はロにより計算して差し支えない。

イ 本邦と外国との間を一定のスケジュールで継続的に就航している船舶の乗組員については、当該船舶の1航海の日数が1月未満であっても、航海の日数が通算して1月以上になったときの入港時において、便宜、1航海1月以上の欄を適用して差し支えない。この場合、入港ごとには、規則第2条の4第2項の表の第1号及び同条第5項の表の第1号に規定する免税範囲が適用されないの、留意する。

なお、適用に際しては、乗組員携帯品申告書にその適用状況を注記しておくこと。

ロ 転船等により航海の途中で乗船した者は、便宜、当該船舶の他の乗組員の場合に準じて取り扱って差し支えない。

本邦に入国する旅客が携帯して輸入するたばこについて、規則第2条の4第2項の表の第5号の下欄に掲げる「税関長が適当と認める数量」とは、本邦において製造されて輸出用として売り渡されたたばこ及びそれ以外のたばこについて、外国製たばこに適用される数量と同数量とする。

船舶の乗組員が携帯して輸入するたばこについては、上陸するごとに規則第2条の4第2項の表の第1号から第4号の下欄に掲げる数量以下のものの関税を免除する。なお、資格内変等の一時上陸以外の目的で下船（退職のための下船を除く。）する船舶の乗組員が携帯して輸入するたばこについては、規則第2条の4第2項の表の第5号の下欄に規定する「居住者である場合」の数量を適用する。

規則第2条の4第4項に規定する「一品目」とは、「携帯品・別送品申

改正前

客携帯品免税基準表の数量を限度として免税する。

旅客携帯品免税基準表

品名	単位	数量		備考
酒類	本	3		1本とは760cc程度のものとする。
香水	オンス	2		
葉巻たばこ（小葉巻たばこを含む）	本	(居住者) 50	(非居住者) 100	2種類以上のたばこを輸入するときは、その総数量が250グラム（非居住者の場合は500グラム）を超えない範囲を免税とする。
紙巻たばこ	本	200	400	
刻たばこ	グラム	250	500	
粉たばこ（嗅たばこを含む）	グラム	250	500	
板たばこ（かみたばこを含む）	グラム	250	500	

ハ 金額の制限

旅客携帯品のうち、上記イにより免税される身回品、再輸入物品及び職業用具並びに上記ロの旅客携帯品免税基準表に記載されているものの以外の物品については、個人的使用に供されるものに限り、海外市価20万円を限度として免税する。

金額制限の総価格の算定に当たっては、一品目（一品目とは「携帯品・別送品申告書」（C—5360）の品名欄の一欄程度の分類による。）ごとの海外市価の合計額が1万円以下の物品は算入しない。

(注) 「海外市価」とは、旅行者が携帯品を取得する際実際に支払った価格（通常の小売価格）とする。ただし、その価格が通常の価格に比較して低いと認められる場合、無償で取得した場合又は価格が不明である場合は、税関において通常の輸入貨物に基づき算出した海外における通常の小売取引価格とする。

二 未成年者（20歳未満の者）の携帯品の取扱い

未成年者が携帯して輸入する物品については、当該未成年者の個人的使用に供されるもので、税関において適当と認められるものに限り免税する。ただし、酒類及びたばこについては、託送品又は家族への贈与品と認められるものに限り、課税のうえ通関して差し支えない。

ホ 長期滞在に伴う特例

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

告書」(C - 5360) の品名欄の一欄程度の分類による。

規則第 2 条の 4 第 4 項ただし書きに規定する総額の算定に含めないこととした物品は課税しないこととなるので、留意する。

規則第 2 条の 4 第 2 項又は第 5 項の表の下欄に規定する数量又は金額を超過する場合において、超過することとなる携帯品が分割できない物品であるときは、超過した数量又は金額に対してのみ課税することなく、当該分割することができない物品に対して課税することとなるので、留意する。

本邦に入国する旅客又は乗組員が携帯して輸入する託送品については、法第 14 条第 7 号に規定する「その個人的な使用に供するもの」には含まれないこととなるので、留意する。

ただし、当該託送品の課税価格の合計額が 1 万円以下である場合は、原則として法第 14 条第 18 号((少額貨物の免税))の適用があるので、留意する。なお、旅客等が携帯して輸入する物品が託送品であるかどうかの認定は、当該物品の包装状態、旅客等の申告等によって差し支えない。

改正前

旅客が携帯して輸入する家具、調度品等で次の場合には、上記八の金額制限に含めることなく免税して差し支えない。

(イ) 居住者のうち、半年以上外国の同一場所（職業、その他の事情を勘案して税関においてやむを得ないと認められる地域内の移転を含む。）に引き続き居所を定めていた者が、当該居所を本邦に移転するため、本邦に入国する際携帯して輸入する家具、調度品等で、旅客が当該物品を相当期間にわたつて当該居所において私用に供しており、かつ、引き続き本邦において私用に供すると認められる場合

(ロ) 非居住者（生活の本拠を外国に有する者で、住所を移転するため以外の目的で本邦に入国する者をいう。 以下同じ。）のうちパスポートその他の公的書類により半年以上本邦に引き続き居住することが確実と認められる者が本邦へ入国の際携帯して輸入する家具、調度品等で、外国において旅客が私用に供しており、かつ、その入国の目的、職業、居住様式等により引き続き使用すると認められる場合

乗組員の携帯品の取扱い

本邦に入国する乗組員が携帯して輸入する物品の取扱いについては、次による。

イ 身回品等の取扱い

本邦に入国する乗組員の身回品、再輸入物品及び職業用具については、上記 のイに準じて取り扱う。

ロ その他の携帯品の取扱い

(イ) 乗組員の携帯品のうち、上記 のイにより免税される物品以外の物品については、個人的使用に供されるものに限り次の乗組員携帯品免税基準表の数量及び金額を限度として免税する。

乗組員携帯品免税基準表

品名	単位	航空機乗組員	船舶乗組員			備考
			1 航海 1 ヶ月未満	1 航海 1 ヶ月以上	1 航海 3 ヶ月以上	
酒 類	本	0	0	1	2	1 本 と は 760cc 程 度 の も の と す る。

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前						
	時 計	個	0	0	1	1	現に使用中 のもので、 海外市価が 3 万円以下 のものに限 る。
	の り	枚	0	0	1 0 0	1 0 0	
	葉巻たばこ （小葉巻た ばこを含む）	本	1 5	1 5	1 5	1 5	2 種類以上 のたばこを 輸入する ときは、そ う数量が 75 グラムを 超えない範 囲を免税と する。
	紙巻たばこ	本	6 0	6 0	6 0	6 0	
	刻たばこ	グラム	7 5	7 5	7 5	7 5	
	粉たばこ （嗅たばこ を含む）	グラム	7 5	7 5	7 5	7 5	
	板たばこ （かみたば こを含む）	グラム	7 5	7 5	7 5	7 5	
	上記以外の もの	円	15,000	25,000	45,000	60,000	海外市価の 合計額とす る。
（ロ） 乗組員が携帯して輸入するたばこについては、上陸するごとに 上記免税基準表の数量を免税する。 （ハ） 乗組員が資格内変、休暇のための下船等一時上陸以外の目的で 下船（退職のための下船を除く。）する際に携帯して輸入する自用製 造たばこについては、上記（ロ）の規定にかかわらず、上記 のロの 旅客携帯品免税基準表の居住者の欄の数量を免税する。 （二） 未成年者（20 歳未満の者）である乗組員の携帯品については、 上記 の二に準じて取り扱う。 八 乗組員携帯品免税基準表の運用 乗組員携帯品免税基準表の運用については、次による。 （イ） 航海日数の算定は、本邦を 1 港とみなし、本邦の最終の港を出 港した日から本邦の最初の港に入港した日までの日数について民法							

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(引越荷物の無条件免税)	(明治 29 年法律第 89 号) 第 143 条((暦による計算))に定める暦による計算による。この場合、初日は航海日数に算入する。 (ロ) 本邦に住所を有しない船舶の乗組員の航海日数は、当該船舶が外国における最近の仕出港を出港した日から本邦の最初の港に入港した日までの日数による。 (ハ) 本邦と外国との間を一定のスケジュールで反復し、かつ、継続的に就航している船舶の乗組員に対する免税基準の適用に当たっては、当該船舶の 1 航海の日数が 1 カ月未満であつても、航海の日数が通算して 1 カ月以上になつたときの入港時においては、便宜、同免税基準表の 1 航海 1 カ月以上の欄を適用して差し支えない。この場合、入港ごとには同免税基準表の 1 航海 1 カ月未満の欄は適用されないので、留意する。 なお、適用に際しては、乗組員携帯品申告書にその適用状況を注記しておく。 (二) 転船等により航海の途中で乗船又は下船した者に対する同免税基準表の適用は、便宜、当該船舶の乗組員の場合に準じて取り扱つて差し支えない。 (ホ) 乗組員が退職のため下船する場合は上記 の旅客の携帯品の取扱いに準じて取り扱う。 ― 託送品の取扱い 本邦に入国する旅客等が携帯して輸入する託送品は課税する。ただし、当該託送品の課税価格の合計額が 1 万円以下である場合は、原則として法第 14 条第 18 号((少額貨物の免税))の適用があるので、留意する。なお、旅客等が携帯して輸入する物品が託送品であるかどうかの認定は、当該物品の包装状態、旅客等の申告等によつて差し支えない。 ― 携帯品が金額制限を超えるため課税する場合の取扱い イ 携帯品が分割することができない物品であるときは、金額制限の超過額に対してのみ課税することなく、当該分割することができない物品の全価格に対して課税する。 ロ 上記 のハにおいて、総価格の算定に含めないこととした物品は課税しないものとする。 (引越荷物の無条件免税)

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
14 - 13 法第 14 条第 8 号((無条件免税))に規定する用語の意義及び取扱いについては、次による。 「本邦に住所を移転する」とは、本邦に生活の本拠を移転することという。ただし、次の場合には本邦に住所を移転するものとして<u>取り扱って</u>差し支えない。 イ 本邦に住所を有しない者が本邦に入国する場合で、パスポートその他の公的書類に<u>よって</u>本邦に住居を設定して少なくとも 1 年以上滞在すると認められる場合 ロ <u>本邦から外国に住所を移転し、本邦に入国する前に引き続き 1 年以上外国に居住していた者が、再び本邦に住所を移転するため入国する場合</u> 入国者が輸入する物品のうち、当該入国者又はその家族が既に使用したものであるか否か不明なものについては、当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具で、個人的な事情に照らし、通常、かつ、相応と認められるものに限り、本号により免税して差し支えない。 （省略） 海外在住者の遺留品及び通常本邦に住所を有する者が本邦以外の甲国から乙国へ引越しをする場合において、甲国において使用した物品（自動車、船舶及び航空機を除く。）で乙国において使用する必要がある等のため、本邦に送り越したものは、便宜本号により<u>取扱って</u>差し支えない。 （省略） （再輸入する容器の無条件免税） 14 - 16 法第 14 条第 11 号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 （省略） 令第 15 条第 2 号の「その他これらに類する容器」とは、貨物を収容し又は格納して運送のため反復して使用するものであれば、シリンダー又	14 - 13 法第 14 条第 8 号(<u>(引越荷物の無条件免税)</u>)に規定する用語の意義及び取扱いについては、次による。 「本邦に住所を移転する」とは、本邦に生活の本拠を移転することという。ただし、次の場合には本邦に住所を移転するものとして<u>取り扱つて</u>差し支えない。 イ <u>非居住者が本邦に入国する場合で、パスポートその他の公的書類によつて</u>本邦に住居を設定して少なくとも 1 年以上滞在すると認められる場合 ロ <u>居住者が外国に赴いた後、再び本邦に住所を移転するため入国する場合で、本邦に入国する前に引き続き 1 年以上外国に居住していた場合</u> 入国者が輸入する物品のうち、当該入国者又はその家族が既に使用したものであるか否か不明なものについては、当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具で、個人的な事情に照らし、通常、かつ、相応と認められるものに限り、本号により免税して差し支えない。 <u>なお、使用されていないことが明らかである物品（酒類、たばこ等）については、前記 14 - 11（携帯品の無条件免税）のイからニに規定する範囲内のものに限り、便宜、本号により、免税して差し支えない。</u> （同左） 海外在住者の遺留品及び通常本邦に住所を有する者が本邦以外の甲国から乙国へ引越しをする場合において、甲国において使用した物品（自動車、船舶及び航空機を除く。）で乙国において使用する必要がある等のため、本邦に送り越したものは、便宜本号によつて<u>取扱つて</u>差し支えない。 （同左） （再輸入する容器の無条件免税） 14 - 16 法第 14 条第 11 号(<u>(再輸入する容器の無条件免税)</u>)の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 （同左） 令第 15 条第 2 号(<u>(再輸入する免税容器の指定)</u>)の「その他これらに類する容器」とは、貨物を収容し又は格納して運送のため反復して使用する

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
はコンテナと同一の形状を有するものに限らない。 本号により関税を免除する貨物の容器は、次の要件を満たすものとする。 イ 本邦から輸出の際既に令第 15 条各号に掲げる貨物の容器としての形状及び機能を有していたものであること。<u>したがって</u>、輸出の際に貨物の容器の原材料であつたものは含まない。ただし、次に掲げる物品はこの要件に該当するものとして取り扱う。 (イ) 容器として一定の規格に裁断された物品であつて、輸送の便宜上材料としての形状のままで輸出され、貨物を詰める際簡単な手入れ（例えば、はめ込み、釘打ち等）により貨物の容器として組み立てられるもの (ロ) びん等の口栓若しくは王冠又は缶詰の上ぶた等貨物の容器の一部として使用される物品であつて、貨物の容器の本体とともに輸出されたもの（ラベルは容器の一部とは認めない。） ロ 貨物の容器として使用するために当然付随する必要最少限度の手入れ（例えば、釘打ち、王冠の取付け、缶詰の巻締め等）を除き、外国において特別な加工を施したものでないこと（缶詰の脱気加工は缶詰を製造するために必要な加工であつて、缶自体に対する加工とは考えない。） ハ （省略） 及び （省略） 納税申告に当たっては、内容貨物と本号により関税の免除を受けようとする再輸入する容器とを分離して申告させることとし、それぞれの価格、税番、税率、税額（再輸入する容器にあつては免税額）等を輸入（納税）申告書（<u>特例申告貨物にあつては</u>、特例申告書）の別欄に記入させる。 本号の適用を受けようとする容器の輸出申告に当たっては、輸出申告書の「個数、記号、番号」欄に、当該容器の規格、材質その他再輸入時における同一性の確認のため必要な事項を記載させる。ただし、これらの記載事項が確認できる資料（容器の見本を含む。）が、あらかじめ又は当該輸出申告の際に提供された場合には、記載を省略させて差し支えない。	るものであれば、シリンダー又はコンテナと同一の形状を有するものに限らない。 本号により関税を免除する貨物の容器は、次の要件を満たすものとする。 イ 本邦から輸出の際既に令第 15 条各号(<u>再輸入する免税容器の指定</u>)に掲げる貨物の容器としての形状及び機能を有していたものであること。<u>したがつて</u>、輸出の際に貨物の容器の原材料であつたものは含まない。ただし、次に掲げる物品はこの要件に該当するものとして取り扱う。 (イ) 容器として一定の規格に裁断された物品であつて、輸送の便宜上材料としての形状のままで輸出され、貨物を詰める際簡単な手入れ（例えば、はめ込み、釘打ち等）により貨物の容器として組み立てられるもの (ロ) びん等の口栓若しくは王冠又は缶詰の上ぶた等貨物の容器の一部として使用される物品であつて、貨物の容器の本体とともに輸出されたもの（ラベルは容器の一部とは認めない。） ロ 貨物の容器として使用するために当然付随する必要最少限度の手入れ（例えば、釘打ち、王冠の取付け、缶詰の巻締め等）を除き、外国において特別な加工を施したものでないこと（缶詰の脱気加工は缶詰を製造するために必要な加工であつて、缶自体に対する加工とは考えない。） ハ （同左） 及び （同左） 納税申告に当たつては、内容貨物と本号により関税の免除を受けようとする再輸入する容器とを分離して申告させることとし、それぞれの価格、税番、税率、税額（再輸入する容器にあつては免税額）等を輸入（納税）申告書（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては</u>、特例申告書）の別欄に記入させる。 本号の適用を受けようとする容器の輸出申告に当たつては、輸出申告書の「個数、記号、番号」欄に、当該容器の規格、材質その他再輸入時における同一性の確認のため必要な事項を記載させる。ただし、これらの記載事項が確認できる資料（容器の見本を含む。）が、あらかじめ又は当該輸出申告の際に提供された場合には、記載を省略させて差し支えない。

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
い。 再輸入する容器が本邦から輸出されたものであることの確認は、原則として、当該容器の規格、材質等と輸出許可書等に記載されている規格、材質等との対査により行う。また、必要に応じ、当該容器の輸入申告数量と当該容器の輸出許可書等に記載された数量との対査確認を行うこととする。 ただし、再輸入する容器が貨物の運送のために反復して使用されるもの（以下この項において「通い容器」という。）で、輸出入状況を帳簿等により適切に管理していると認められる場合には、当該容器の納税申告の際に、輸入（納税）申告書（<u>特例申告貨物にあっては、輸入許可書</u>）等に記載された規格、材質、識別表示等を次のイの（イ）に掲げる資料により確認を行って差し支えない。 なお、輸出入状況を帳簿等により適切に管理していると認められる場合とは、次の要件を満たす場合とする。 イ及びロ （省略） 再輸入する容器に詰められた貨物が条約又は法その他の関税に関する法律の規定により無税の税率又は免税規定の適用が受けられるものである場合であつて、当該再輸入する容器が、法別表の関税率表の解釈に関する通則 5 の規定により当該貨物に含めて取り扱うことができるものであるときは、当該再輸入する容器については、特に輸入者が希望する場合を除き、当該貨物に含めて取り扱う。 （米に係る携帯品等の免税に係る提出書類） 14 - 22 令第 16 条の 4（（米の免税の手続））に規定する「当該物品が免税対象物品であることを明らかにする書類」とは、輸入しようとする米について<u>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成 7 年農林水産省令第 17 号）第 22 条（（米穀の輸入数量の届出））</u>の規定により、輸入者が農林水産大臣に提出した同規則別記様式第 5 号乙による「米穀の輸入に関する届出書（個人用として輸入する場合）」の写し（税関提出用）とする。 第 12 節 特定用途免税	い。 再輸入する容器が本邦から輸出されたものであることの確認は、原則として、当該容器の規格、材質等と輸出許可書等に記載されている規格、材質等との対査により行う。また、必要に応じ、当該容器の輸入申告数量と当該容器の輸出許可書等に記載された数量との対査確認を行うこととする。 ただし、再輸入する容器が貨物の運送のために反復して使用されるもの（以下この項において「通い容器」という。）で、輸出入状況を帳簿等により適切に管理していると認められる場合には、当該容器の納税申告の際に、輸入（納税）申告書（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては、輸入許可書</u>）等に記載された規格、材質、識別表示等を次のイの（イ）に掲げる資料により確認を行つて差し支えない。 なお、輸出入状況を帳簿等により適切に管理していると認められる場合とは、次の要件を満たす場合とする。 イ及びロ （同左） 再輸入する容器に詰められた貨物が条約又は法その他の関税に関する法律の規定により無税の税率又は免税規定の適用が受けられるものである場合であつて、当該再輸入する容器が、法別表の関税率表の解釈に関する通則 5（（<u>物品を詰めて輸入する容器の取扱い</u>））の規定により当該貨物に含めて取り扱うことができるものであるときは、当該再輸入する容器については、特に輸入者が希望する場合を除き、当該貨物に含めて取り扱う。 （米に係る携帯品等の免税に係る提出書類） 14 - 22 令第 16 条の 4（（米の免税の手続））に規定する「当該物品が免税対象物品であることを明らかにする書類」とは、輸入しようとする米について<u>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成 7 年農林水産省令第 17 号）第 73 項第 1 項（（米穀の輸入数量の届出））</u>の規定により、輸入者が農林水産大臣に提出した同規則別記様式第 16 号乙による「米穀の輸入に関する届出書（個人用として輸入する場合）」の写し（税関提出用）とする。 第 12 節 特定用途免税

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税） 15—1 法第 15 条第 1 項第 1 号《標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 ～ （省略） 令第 17 条第 2 号《私立の専修学校又は各種学校の指定》にいう「学校教育法第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、<u>特別支援学校及び幼稚園</u>以外のもので、学校教育に類する教育を行うものをいい、音楽学校、美術学校、神学校、栄養学校等がこれに属する。 ～ （省略） （博覧会等において使用される物品の特定用途免税） 15 - 7 法第 15 条第 1 項第 5 号の 2 の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 ～ （省略） 令第 21 条の 2 第 1 項に規定する書面は、「博覧会等における使用物品免税明細書」（T - 1240）とし、2 通（原本、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。（関税法基本通達 7 - 4 参照））を輸入（納税）申告書に添付して提出させる。この場合において、事後確認用の処理については、前記 15—1 の規定に準ずる。 同号の口の適用を受ける物品については、閉会后（又は提供後）速やかに（当該物品が特例申告貨物であり、かつ、特例申告前に当該博覧会等が閉会し又は当該物品を提供したときは、特例申告時に）会期中の総使用数量を適宜の様式による書面により税関長に報告させる。 （特定用途免税貨物の輸入後の取扱い） 15 - 11 法第 15 条第 1 項の規定により特定用途貨物として免税を受けたものについての輸入後（<u>特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出後。</u>第 16	（標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税） 15—1 法第 15 条第 1 項第 1 号《標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 ～ （同左） 令第 17 条第 2 号《私立の専修学校又は各種学校の指定》にいう「学校教育法第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、<u>盲学校、ろうあ学校、養護学校及び幼稚園</u>以外のもので、学校教育に類する教育を行うものをいい、音楽学校、美術学校、神学校、栄養学校等がこれに属する。 ～ （同左） （博覧会等において使用される物品の特定用途免税） 15 - 7 法第 15 条第 1 項第 5 号の 2 (<u>（博覧会等において使用される物品の特定用途免税）</u>)の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 ～ （同左） 令第 21 条の 2 第 1 項(<u>（博覧会において使用される物品の免税の手続）</u>)に規定する書面は、「博覧会等における使用物品免税明細書」（T - 1240）とし、2 通（原本、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。（関税法基本通達 7 - 4 参照））を輸入（納税）申告書に添付して提出させる。この場合において、事後確認用の処理については、前記 15—1 の の規定に準ずる。 同号の口の適用を受ける物品については、閉会后（又は提供後）速やかに（当該物品が特例申告に係る<u>指定貨物</u>であり、かつ、特例申告前に当該博覧会等が閉会し又は当該物品を提供したときは、特例申告時に）会期中の総使用数量を適宜の様式による書面により税関長に報告させる。 （特定用途免税貨物の輸入後の取扱い） 15 - 11 法第 15 条第 1 項(<u>（特定用途免税）</u>)の規定により特定用途貨物として免税を受けたものについての輸入後（<u>特例申告に係る指定貨物にあって</u>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
節及び第 20 節において同じ。)における取扱いは、次による。 （省略） 同条第 2 項ただし書の「その他やむを得ない事由」の認定に<u>当たって</u>は、当該貨物が不要になった場合、経済的事情等により維持することができなくなった場合等使用者の個人的な事情をも考慮する。 この場合においては、同項ただし書の規定による法第 10 条第 1 項の規定の準用上「損傷による価値の減少」を「使用による価値の減少」と読み替えるものとする。 令第 26 条第 1 項に規定する届出書は、「特定用途（再輸出）免税貨物用途外使用届」（T - 1290）とし、2 通（原本、交付用）を提出させ、受理したときは、うち 1 通（交付用）に確認印（C - 5000）を押なつて届出者に交付する。 上記 の用途外使用届が提出された場合における法第 15 条第 2 項の規定による関税の徴収は、原則として、当該届出書の「新用途に供しようとする年月日」欄に記載されている日に行う。 令第 26 条第 2 項の手続の規定による申請書は、「特定用途免税貨物の用途外使用変質（損傷）減税申請書」（T - 1300）とし、2 通（原本、承認書用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。）を提出させ、承認したときは、1 通（承認書用）に承認印（C - 5006）を押なつて申請者に交付する。 令第 26 条第 3 項の規定による届出は、「免税物品使用場所変更届」（T - 1310）2 通（原本、交付用）を提出することにより行わせ、受理したときは、うち 1 通（交付用）に受理印（C - 5000）を押なつて届出者に交付する。 （省略） 令第 26 条第 5 項の規定による届出書は、「特定用途免税貨物譲渡届」（T - 1320）とし、3 通（原本、交付用、事後確認用）を提出させ、受理したときは、うち 1 通（交付用）に確認印を押なつて譲受人に交付する。この場合において、受理税関官署と譲渡後の貨物の所在地を所轄す	は、特例申告書の提出後。第 16 節及び第 20 節において同じ。)における取扱いは、次による。 （同左） 同条第 2 項ただし書(<u>変質、損傷等による用途外使用</u>))の「その他やむを得ない事由」の認定に<u>当たっては</u>、当該貨物が不要になった場合、経済的事情等により維持することができな<u>くなった</u>場合等使用者の個人的な事情をも考慮する。 この場合においては、同項ただし書の規定による法第 10 条第 1 項(<u>変質損傷等の場合の減税</u>))の規定の準用上「損傷による価値の減少」を「使用による価値の減少」と読み替えるものとする。 令第 26 条第 1 項(<u>特定用途免税貨物の用途外使用の届出</u>))に規定する届出書は、「特定用途（再輸出）免税貨物用途外使用届」（T—1290）とし、2 通（原本、交付用）を提出させ、受理したときは、うち 1 通（交付用）に確認印（C—5000）を押なつて届出者に交付する。 上記 の用途外使用届が提出された場合における法第 15 条第 2 項(<u>用途外使用等の場合の関税の徴収</u>))の規定による関税の徴収は、原則として、当該届出書の「新用途に供しようとする年月日」欄に記載されている日に行う。 令第 26 条第 2 項(<u>変質又は損傷等による減税</u>))の手続の規定による申請書は、「特定用途免税貨物の用途外使用変質（損傷）減税申請書」（T - 1300）とし、2 通（原本、承認書用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。）を提出させ、承認したときは、1 通（承認書用）に承認印（C - 5006）を押なつて申請者に交付する。 令第 26 条第 3 項(<u>特定用途免税貨物の使用場所の変更</u>))の規定による届出は、「免税物品使用場所変更届」（T - 1310）2 通（原本、交付用）を提出することにより行わせ、受理したときは、うち 1 通（交付用）に受理印（C - 5000）を押なつて届出者に交付する。 （同左） 令第 26 条第 5 項(<u>特定用途免税貨物の譲渡の届出</u>))の規定による届出書は、「特定用途免税貨物譲渡届」（T - 1320）とし、3 通（原本、交付用、事後確認用）を提出させ、受理したときは、うち 1 通（交付用）に確認印を押なつて譲受人に交付する。この場合において、受理税関官

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
る税関官署とが異なるときは、うち 1 通（事後確認用）に確認印を押な つして譲渡後の貨物の所在地を所轄する税関官署へ送付する。 第 14 節 再輸出免税 （旅客携帯品の再輸出免税の取扱いについて） 17 - 8 旅客携帯品の再輸出免税については、以下のとおり取扱う。 1 . 再輸出免税携帯品の範囲 令第 33 条の 2((一時入国者の免税携帯品の指定等))の規定により税関 において適当と認める携帯品の範囲は、旅客の個人的使用に供されると 認められるもののうち、法第 14 条第 7 号((一時入国者の携帯品等の無条 件免税))を適用して無条件免税することが不適当と認められる物品とす るが、次の物品には再輸出免税を認めないものとする。 — 通常本邦に住所を有する者が輸入する物品 — 旅客の入国目的、携帯品の性質等からして再輸出される見込みのな い物品 — 職業用具 — 免税基準を超える酒類、たばこ及び無条件免税を適当と認められな い食糧品等本邦において消費されるおそれのあるもの 2 . 再輸出免税携帯品の免税手続 令第 34 条((再輸出貨物の免税の手続))の規定による免税申請は、再輸 出貨物免税申請書（再輸出貨物減免税明細書（税関様式 T 第 1340 号）の 標題中「明細書」を「申請書」と訂正したもの。以下「免税申請書」と いう。）3 通を提出させ、輸入を許可したときは、うち 1 通を原本として 税関で保管し、残り 2 通は本人用及び再輸出確認用として申告者に交付 すること。なお、この場合において、上記免税申請書裏面に輸入許可年 月日、免税額、封かんその他再輸出確認のため税関で行った措置及び再 輸出免税物品を輸出する際税関に提示しなければならない旨等を記入し ておくこと。 3 . 再輸出確認のための措置 令第 33 条の 2 第 2 項((再輸出免税貨物の再輸出の確認のための措置)) に規定する「再輸出の際の確認のための措置」とは、次に掲げるような	署と譲渡後の貨物の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、うち 1 通（事後確認用）に確認印を押なつして譲渡後の貨物の所在地を所轄 する税関官署へ送付する。 （新規）

改正後	改正前
<u>措置とする。</u> — <u>時計、猟銃、ゴルフクラブ等機械番号、製造番号等により物品の同一性の確認ができるものは、免税申請書に、当該番号を記載しておくこと。</u> — <u>通常外国に住所を有する一時入国者（以下「非居住者」という。）が輸入する身辺装飾品については、予備品も含めて無条件免税となるが、無条件免税とすることが不適当と認められるものについては、封かんを施したうえで再輸出免税を認めること。</u> — <u>旅客携帯品について再輸出免税を認めたときは、輸入者に対し、再輸出免税物品を輸出する際には、免税申請書を税関に提示し、確認を受けるよう指示すること。</u> <u>4．担保</u> <u>旅客携帯品について再輸出免税を認めた場合は、担保を提供させるものとし、この場合の担保は、関税法基本通達 9 の 6 - 1（関税の担保の種類）の による保証人の保証とする。</u> <u>なお、担保の提供及び解除の手続については、令第 8 条の 2（担保の提供の手続）及び令第 8 条の 3（担保の解除）による。</u> <u>5．再輸出免税携帯品の輸出確認</u> <u>再輸出免税携帯品の輸出確認は、次により行うものとする。</u> — <u>非居住者の出国検査にあたり、再輸出免税携帯品の有無について質問し、再輸出免税携帯品がある場合は、免税申請書の提示を求め、再輸出を確認したときは、非居住者より提示させた免税申請書に輸出許可年月日及び再輸出確認印を押なつた後、本人用免税申請書を本人に交付するとともに、免税申請書原本にその旨記入し整理すること。</u> — <u>非居住者が再輸出免税携帯品を輸出することなく出国したときは、免税申請書原本に出国月日、再輸出されない事由等を記載し、徴税の資料とすること。</u> — <u>再輸出免税を受けた非居住者が亡失その他の事由により免税申請書を提示することができないときは、免税申請書原本により確認すること。この場合において輸入地税関と輸出地税関が異なるため等の事由で免税申請書により免税物品の同一性を確認することができないときは、輸入地税関に照会し、輸入地税関に照会することが困</u>	

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>難なときは、非居住者の申告する物品の品名、数量、番号、封かんその他の措置の有無等について確認すること。</u> <u>再輸出免税携帯品の輸入地税関が異なる場合は、輸出地税関は再輸出の有無を確認した後、再輸出確認用免税申請書にその旨記載し、輸入地税関に送付すること。</u> <u>なお、前記 の事由により輸出地税関において再輸出免税携帯品の同一性を確認することができなかった場合は、輸出地税関は非居住者の申出により確認した物品の品名、数量、番号、封かんその他の措置の有無等を輸入地税関に通報すること。</u> <u>この場合において輸入地税関は、輸出地税関からの通報により再輸出の有無を認定すること。</u> <u>6. 用途外使用等の取扱い</u> <u>再輸出免税携帯品が用途外使用に供された場合又は 1 年以内に再輸出されない場合の取扱いは、次によるものとする。</u> <u>令第 37 条((再輸出免税貨物の用途外使用等の届出))の届出は、前記 17 - 3（再輸出免税貨物の輸入後の取扱い）に準じて行うこと。</u> <u>再輸出免税携帯品について法第 17 条第 4 項((再輸出免税貨物の用途外使用等の場合の関税の徴収))の規定により関税等を追徴すべき事由が生じた場合において、非居住者が出国するとき又は追徴関税等の即納を申し出たときは、関税法施行令第 8 条第 4 項((口頭による賦課決定の通知))により口頭告知し、現金収納すること。</u> <u>この場合において、再輸出免税携帯品の輸入地税関と出国地税関が異なるときは、追徴関税等を徴収した出国地税関は再輸出確認用免税申請書等にその旨記載し、輸入地税関に通報すること。</u> <u>上記 の場合を除いては、書面により納税告知し、関税法第 9 条の 3 ((納税の告知))及び同法第 10 条((担保を提供した場合の充当又は徴収))により徴収すること。</u> 第 16 節 輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又はもどし税 （指定製造工場の簡易手続） 19 - 3 令第 47 条第 1 項の表の第 1 号から第 7 号までに掲げる輸入原料品及び同条第 2 項の表の各号に掲げる輸入原料品に係る製造工場に対する令第	第 16 節 輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又はもどし税 （指定製造工場の簡易手続） 19 - 3 令第 47 条第 1 項<u>((輸出貨物の製造用原料品の免税の範囲))</u>の表の第 1 号から第 7 号までに掲げる輸入原料品及び同条第 2 項<u>((輸出貨物の製造</u>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
50 条の 2 第 1 項の規定による製造工場の指定は、次による。 令第 50 条の 2 第 1 項の規定による製造工場の指定は、令第 47 条第 1 項の表の第 1 号から第 7 号まで及び同条第 2 項の表の各号に掲げる輸出貨物の製造が継続的に行われる場合のほか、製造用原料品による製造の届出が月間を通じて 2 回以上ある場合で、指定製造工場とすることにより手続の簡素化が図られると認められる工場について、取締上支障がない限り、これを行う。 なお、輸出貨物の製造が 2 以上の製造工場の工程にわたって行われ、各製造工場の所轄税関が異なる場合の取扱いは、各税関が協議のうえ決定する。 指定に当たっては、「関税定率法施行令第 50 条の 2 の規定により指定製造工場に指定する。」旨の適宜の様式による指定書を交付し、当該指定に際しては、原則として、次に掲げる事項を「関税定率法施行令第 50 条の 2 第 2 項の規定による遵守すべき事項」として当該指定書に付記する。 なお、輸出貨物の製造が 2 以上の製造工場の工程にわたって行われる場合には、原則として、第 1 次の製造工場に輸入許可書（<u>特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類</u>。以下この項において同じ。）又はその写しを、最終の製造工場に輸出許可書又はその写しを、それぞれ保管させるものとするが、これを適当としない場合には、当該関係税関が協議の上、次に掲げる保管に関する事項等を取り決めて行って差し支えない。 イ （省略） ロ 令第 12 条に規定する帳簿に記載する事項のうち、製造工場から出した製品についての同条第 1 項第 5 号に掲げる事項のほか、輸出の許可の年月日及びその許可書番号の記載に関する事項 ハ （省略） （省略） 製造用原料品に対する輸入許可（<u>特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出</u>）が、指定製造工場の所在地を所轄する税関以外の税関で行わ	<u>用原料品の減税の範囲</u>))の表の各号に掲げる輸入原料品に係る製造工場に対する令第 50 条の 2 第 1 項(<u>指定製造工場の簡易手続</u>))の規定による製造工場の指定は、次による。 令第 50 条の 2 第 1 項(<u>指定製造工場の簡易手続</u>))の規定による製造工場の指定は、令第 47 条第 1 項の表の第 1 号から第 7 号まで及び同条第 2 項の表の各号に掲げる輸出貨物の製造が継続的に行われる場合のほか、製造用原料品による製造の届出が月間を通じて 2 回以上ある場合で、指定製造工場とすることにより手続の簡素化が図られると認められる工場について、取締上支障がない限り、これを行う。 なお、輸出貨物の製造が 2 以上の製造工場の工程にわたって行われ、各製造工場の所轄税関が異なる場合の取扱いは、各税関が協議のうえ決定する。 指定に当たっては、「関税定率法施行令第 50 条の 2 の規定により指定製造工場に指定する。」旨の適宜の様式による指定書を交付し、当該指定に際しては、原則として、次に掲げる事項を「関税定率法施行令第 50 条の 2 第 2 項の規定による遵守すべき事項」として当該指定書に付記する。 なお、輸出貨物の製造が 2 以上の製造工場の工程にわたって行われる場合には、原則として、第 1 次の製造工場に輸入許可書（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類</u>。以下この項において同じ。）又はその写しを、最終の製造工場に輸出許可書又はその写しを、それぞれ保管させるものとするが、これを適当としない場合には、当該関係税関が協議の上、次に掲げる保管に関する事項等を取り決めて行つて差し支えない。 イ （同左） ロ 令第 12 条(<u>製造用原料品に関する記帳義務</u>))に規定する帳簿に記載する事項のうち、製造工場から出した製品についての同条第 1 項第 5 号(<u>品名、数量等</u>))に掲げる事項のほか、輸出の許可の年月日及びその許可書番号の記載に関する事項 ハ （同左） （同左） 製造用原料品に対する輸入許可（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出</u>）が、指定製造工場の所在地を所轄する税関以外

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
れた場合には、製造用原料品についての取締り及び用途外使用の場合の徴税事務等輸入後のすべての事務処理を指定製造工場の所在地を所轄する税関に行わせることになるので、輸入地を所轄する税関は、その輸入許可書の写しを指定製造工場の所在地を所轄する税関に送付する。 なお、製品の製造が 2 以上の工場にわたって行われる場合には、それぞれの工場を所轄する税関に輸入許可書の写しを送付する。 （省略） 令第 50 条の 2 第 1 項の月ごとの報告は、原則として、「輸出貨物の製造用原料品による製造報告書」（T - 1460）2 通を指定製造工場を所轄する税関（保税担当部門）に提出させる。 なお、報告書の様式については、製造作業の種類その他の事情により必要があると認めたときは、その実情に即するよう適宜調整を加えた様式によらせて差し支えない。 また、上記の製造報告書には、当該製造報告書に記載された輸出貨物に係る輸出許可書（その写しを含む。以下同じ。）を添付させ、製造報告書と輸出許可書とを照合の上、その輸出許可書に報告済の旨を朱記して返付する。 おって、製品の製造が 2 以上の工場にわたって行われる場合には、輸出許可書は、最終製造工程の製造を行う工場を所轄する税関に製造報告書を提出する際に、これを提出させる。 （省略） 指定製造工場は、税関関係手数料令第 8 条第 4 項の規定により同条第 2 項の工場とみなすこととされ、また、当該指定製造工場において製造した輸出貨物に係る関税法第 67 条の検査は、同条第 2 項の検査とみなすこととされているので、留意する。 （輸出貨物の製造用原料品の輸入後の手続） 19 - 6 輸出貨物製造用原料品の輸入後の手続については、前記 13—14 から 13—20 までの規定を準用するほか、次による。ただし、担保の解除は、製品の輸出後に行う。	の税関で行われた場合には、製造用原料品についての取締り及び用途外使用の場合の徴税事務等輸入後のすべての事務処理を指定製造工場の所在地を所轄する税関に行わせることになるので、輸入地を所轄する税関は、その輸入許可書の写しを指定製造工場の所在地を所轄する税関に送付する。 なお、製品の製造が 2 以上の工場にわたって行われる場合には、それぞれの工場を所轄する税関に輸入許可書の写しを送付する。 （同左） 令第 50 条の 2 第 1 項の月ごとの報告は、原則として、「輸出貨物の製造用原料品による製造報告書」（T - 1460）2 通を指定製造工場を所轄する税関（保税担当部門）に提出させる。 なお、報告書の様式については、製造作業の種類その他の事情により必要があると認めたときは、その実情に即するよう適宜調整を加えた様式によらせて差し支えない。 また、上記の製造報告書には、当該製造報告書に記載された輸出貨物に係る輸出許可書（その写しを含む。以下同じ。）を添付させ、製造報告書と輸出許可書とを照合の上、その輸出許可書に報告済の旨を朱記して返付する。 おつて、製品の製造が 2 以上の工場にわたって行われる場合には、輸出許可書は、最終製造工程の製造を行う工場を所轄する税関に製造報告書を提出する際に、これを提出させる。 （同左） 指定製造工場は、税関関係手数料令第 8 条第 4 項（<u>製造工場の承認手数料</u>）の規定により同条第 2 項の工場とみなすこととされ、また、当該指定製造工場において製造した輸出貨物に係る関税法第 67 条（<u>輸出又は輸入の許可</u>）の検査は、同条第 2 項の検査とみなすこととされているので、留意する。 （輸出貨物の製造用原料品の輸入後の手続） 19 - 6 輸出貨物製造用原料品の輸入後の手続については、前記 13 - 14（<u>製造工場における製造終了届等の取扱い</u>）から 13 - 20（<u>第 2 種製造工場の承認手数料の徴収</u>）までの規定を準用するほか、次による。ただし、担保の解除は、製品の輸出後に行う。

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
令第 49 条において準用する令第 9 条第 1 項の規定による製造終了の届出は、最終製造工程の工場における製造終了の際に提出させる。 （省略） 令第 50 条の規定による製造終了の届出の特例の承認を受けた場合において、令第 49 条において準用する令第 9 条第 2 項の規定により輸出地税関において製品の検査を行うときは、あらかじめ定められた歩留りを参考として輸出貨物製造用原料品の使用数量を確認する。この場合において、確認した当該原料品の使用数量が製造終了届に記載された使用原料品の数量（分割輸出される場合においては、その数量の割合）を下回るときは、税関に提出された製造終了届の写しに、その確認結果を記入のうえ輸出貨物製造用原料品の輸入地税関に送付する。 令第 51 条第 2 項に規定する輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出があったことを証する書類。以下この項において同じ。）への輸出貨物製造用原料品の輸出済の旨及び当該輸出された貨物の内訳の記載は、輸出された貨物の輸出申告に係る申告番号、品名、数量及び船積年月日並びに当該輸出申告書に添付された製品検査等に記載されている輸出貨物製造用原料品の数量を輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書の裏面に記入し、審査印を押なつることにより行う。 なお、製品検査書に記載されている製品の一部が分割して輸出される場合には、当該輸出された貨物の数量に見合う輸出貨物製造用原料品（輸入原料品）の数量を、製品検査書に記載されている製品の数量及び輸出貨物製造用原料品（輸入原料品）の数量から比例あん分計算によつて算出して記入する。 （グルタミン酸ソーダ、ぶどう糖、ビタミン C 及びソルビトールの特例） 19 - 10 令第 47 条第 1 項の表第 3 号に掲げるグルタミン酸ソーダ及び第 7 号に掲げる精製ぶどう糖並びに同条第 2 項の表第 2 号に掲げるビタミン C、第 3 号に掲げる結晶ぶどう糖及び第 4 号に掲げるソルビトールについて	令第 49 条((製造用原料品に関する規定の準用))において準用する令第 9 条第 1 項((製造が終了した場合の届出))の規定による製造終了の届出は、最終製造工程の工場における製造終了の際に提出させる。 （同左） 令第 50 条((輸出貨物製造用原料品の製造が終了した場合の届出及び検査の特例))の規定による製造終了の届出の特例の承認を受けた場合において、令第 49 条において準用する令第 9 条第 2 項((製造が終了した場合の検査))の規定により輸出地税関において製品の検査を行うときは、あらかじめ定められた歩留りを参考として輸出貨物製造用原料品の使用数量を確認する。この場合において、確認した当該原料品の使用数量が製造終了届に記載された使用原料品の数量（分割輸出される場合においては、その数量の割合）を下回るときは、税関に提出された製造終了届の写しに、その確認結果を記入のうえ輸出貨物製造用原料品の輸入地税関に送付する。 令第 51 条第 2 項((輸入許可書等への輸出済の旨の記載等))に規定する輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告書の提出があったことを証する書類。以下この項において同じ。）への輸出貨物製造用原料品の輸出済の旨及び当該輸出された貨物の内訳の記載は、輸出された貨物の輸出申告に係る申告番号、品名、数量及び船積年月日並びに当該輸出申告書に添付された製品検査等に記載されている輸出貨物製造用原料品の数量を輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書の裏面に記入し、審査印を押なつることにより行う。 なお、製品検査書に記載されている製品の一部が分割して輸出される場合には、当該輸出された貨物の数量に見合う輸出貨物製造用原料品（輸入原料品）の数量を、製品検査書に記載されている製品の数量及び輸出貨物製造用原料品（輸入原料品）の数量から比例あん分計算によつて算出して記入する。 （グルタミン酸ソーダ、ぶどう糖、ビタミン C 及びソルビトールの特例） 19 - 10 令第 47 条第 1 項((輸出貨物の製造用原料品の免税))の表第 3 号に掲げるグルタミン酸ソーダ及び第 7 号に掲げる精製ぶどう糖並びに同条第 2 項((輸出貨物の製造用原料品の減税の範囲))の表第 2 号に掲げるビタミン

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
は、前記 19 - 1 から 19 - 9 までの規定によるほか、次による。 減免税により輸入されるマニオカでん粉、サゴでん粉若しくはばれいしよでん粉又は糖みつ若しくは変性糖みつについては、あらかじめこれらの物品を分析検定（ただし、分析検定前であつても見本を採取のうえ輸入を認め、事後分析検定すること、また、特例申告貨物にあっては、輸入許可後に見本の提供を受けて、事後分析検定することについては差し支えない。）し、それぞれ次の量を算定しておくものとする。 この場合において、輸入地を所轄する税関と製造工場の所在地を所轄する税関とが異なるときは、輸入地を所轄する税関は、その算定結果を製造工場の所在地を所轄する税関に通知する。 イ及びロ （省略） 製品の検査に際しては、当該工場の最近における製造実績等を勘案し、上記 の乾燥でん粉の量又は全糖量に応じて製品の歩留りを決定する。 令第 49 条において準用する令第 9 条第 3 項により交付する製品検査書には、製品の数量（上記 により決定された歩留りに基づく製品）及び使用した輸出貨物製造用原料品に関する事項のほか、法第 19 条第 3 項により輸出貨物製造用原料品とみなされるべき数量及びその算定の基準となつた歩留りを朱書する。 （輸出糖の特例） 19 - 11 令第 47 条第 1 項の表の第 4 号に掲げる精製糖、氷砂糖又は角砂糖（以下「輸出糖」という。）については、前記 19 - 1 から 19 - 9 までの規定によるほか、次による。 （省略） 輸入の際における輸入砂糖の免税数量は、海外からの引合いを証する書類等によつて、輸出することが確実であると認められる海外からの引合いのあつた特定の砂糖（通常の商取引上において考慮される入目を含む。）（以下「指定銘柄」という。）に含有するしよ糖の量（糖度の数値の 100 に対する割合をしよ糖の割合とみなして算出した数量をいう。以下同	Ｃ、第 3 号に掲げる結晶ぶどう糖及び第 4 号に掲げるソルビトールについては、前記 19 - 1 から 19 - 9 までの規定によるほか、次による。 減免税により輸入されるマニオカでん粉、サゴでん粉若しくはばれいしよでん粉又は糖みつ若しくは変性糖みつについては、あらかじめこれらの物品を分析検定（ただし、分析検定前であつても見本を採取のうえ輸入を認め、事後分析検定すること、また、<u>特例申告に係る指定貨物にあっては</u>、輸入許可後に見本の提供を受けて、事後分析検定することについては差し支えない。）し、それぞれ次の量を算定しておくものとする。 この場合において、輸入地を所轄する税関と製造工場の所在地を所轄する税関とが異なるときは、輸入地を所轄する税関は、その算定結果を製造工場の所在地を所轄する税関に通知する。 イ及びロ （同左） 製品の検査に際しては、当該工場の最近における製造実績等を勘案し、上記 の乾燥でん粉の量又は全糖量に応じて製品の歩留りを決定する。 令第 49 条（<u>（製造用原料品に関する規定の準用）</u>）において準用する令第 9 条第 3 項（<u>（製造が終了した場合の検査書の交付）</u>）により交付する製品検査書には、製品の数量（上記 により決定された歩留りに基づく製品）及び使用した輸出貨物製造用原料品に関する事項のほか、法第 19 条第 3 項（<u>（同種の原料品の混用）</u>）により輸出貨物製造用原料品とみなされるべき数量及びその算定の基準となつた歩留りを朱書する。 （輸出糖の特例） 19 - 11 令第 47 条第 1 項（<u>（輸出貨物の製造用原料品の免税の範囲）</u>）の表の第 4 号に掲げる精製糖、氷砂糖又は角砂糖（以下「輸出糖」という。）については、前記 19 - 1 から 19 - 9 までの規定によるほか、次による。 （同左） 輸入の際における輸入砂糖の免税数量は、海外からの引合いを証する書類等によつて、輸出することが確実であると認められる海外からの引合いのあつた特定の砂糖（通常の商取引上において考慮される入目を含む。）（以下「指定銘柄」という。）に含有するしよ糖の量（糖度の数値の 100 に対する割合をしよ糖の割合とみなして算出した数量をいう。以下同

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
じ。)に相当する<u>しょ糖</u>の量を含有すると認められる輸入砂糖の量に限る。 この場合において、<u>しょ糖</u>の量の計算は、令第 48 条第 2 項の規定による。 なお、輸入砂糖の免税数量の認定及びその取扱いについては、次による。 イ及びロ （省略） 輸出製造用原料糖は、免税輸入の際に分析検定し（<u>特例申告貨物にあつては、輸入許可後に見本の提供を受けて、事後分析検定しても差し支えない。</u>）その<u>しょ糖</u>の量を確定する。この場合において、免税輸入を許可した税関（<u>特例申告貨物にあつては、特例申告書を提出した税関</u>）と製造工場の所在地を所轄する税関とが異なるときは、その成績を製造工場の所在地を所轄する税関へ通知する。ただし、保税蔵置場への蔵置の承認の際の分析検定によつても支障がないと認められる場合には、その成績による。 （省略） 連続作業の場合は、その製造分界における混用について法第 19 条第 2 項において準用する法第 13 条第 4 項の混用承認を受けさせる必要はない。 上記 により輸出製造用原料砂糖の使用数量が確定し、当該原料砂糖に含まれる<u>しょ糖</u>の量と等量の<u>しょ糖</u>の量を含有する輸出指定銘柄の輸出糖の量が精製された場合には、その製造終了の届を提出させる。この場合において、<u>しょ糖</u>の量の計算は、令第 48 条第 2 項の規定による。 製造終了の届出があつた場合は、令第 49 条において準用する令第 9 条第 2 項の規定により指定銘柄の輸出糖についての分析検定を行い、その<u>しょ糖</u>の量を検出する。この場合における令第 48 条第 2 項の規定の適用に当たっては、当該輸出糖が、グラニュー、白ざら、氷砂糖及び角砂糖であるときは、通常その含有する<u>しょ糖</u>分は 99.5 以上であるので、これらの輸出糖については、分析検定を省略して差し支えない。ただし、その糖度が、99.5 未満と認められる場合には、この限りでない。	じ。)に相当する<u>しょ糖</u>の量を含有すると認められる輸入砂糖の量に限る。 この場合において、<u>しょ糖</u>の量の計算は、令第 48 条第 2 項(<u>（しょ糖の量の計算）</u>)の規定による。 なお、輸入砂糖の免税数量の認定及びその取扱いについては、次による。 イ及びロ （同左） 輸出製造用原料糖は、免税輸入の際に分析検定し（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては、輸入許可後に見本の提供を受けて、事後分析検定しても差し支えない。</u>）その<u>しょ糖</u>の量を確定する。この場合において、免税輸入を許可した税関（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書を提出した税関</u>）と製造工場の所在地を所轄する税関とが異なるときは、その成績を製造工場の所在地を所轄する税関へ通知する。ただし、保税蔵置場への蔵置の承認の際の分析検定によつても支障がないと認められる場合には、その成績による。 （同左） 連続作業の場合は、その製造分界における混用について法第 19 条第 2 項(<u>（輸出貨物の製造用原料品の減税又は免税の規定の準用）</u>)において準用する法第 13 条第 4 項(<u>（同種の原料品の混用）</u>)の混用承認を受けさせる必要はない。 上記 により輸出製造用原料砂糖の使用数量が確定し、当該原料砂糖に含まれる<u>しょ糖</u>の量と等量の<u>しょ糖</u>の量を含有する輸出指定銘柄の輸出糖の量が精製された場合には、その製造終了の届を提出させる。この場合において、<u>しょ糖</u>の量の計算は、令第 48 条第 2 項(<u>（しょ糖の量の計算）</u>)の規定による。 製造終了の届出があつた場合は、令第 49 条(<u>（製造用原料品に関する規定の準用）</u>)において準用する令第 9 条第 2 項(<u>（製造が終了した場合の検査）</u>)の規定により指定銘柄の輸出糖についての分析検定を行い、その<u>しょ糖</u>の量を検出する。この場合における令第 48 条第 2 項の規定の適用に当たっては、当該輸出糖が、グラニュー、白ざら、氷砂糖及び角砂糖であるときは、通常その含有する<u>しょ糖</u>分は 99.5 以上であるので、これらの輸出糖については、分析検定を省略して差し支えない。ただし、その糖度が、99.5 未満と認められる場合には、この限りでない。

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
令第 49 条において準用する令第 9 条第 3 項に規定する製品検査書には、同条第 1 項に規定する事項のほか、指定銘柄の輸出糖の糖度（糖度が 99.5 未満の場合には、糖度及び還元糖の含有率）を記入する。この場合において、指定銘柄の輸出糖の<u>しょ糖</u>の量の計算は、令第 48 条第 2 項の規定による。 製品検査書に記載する指定銘柄の輸出糖の数量については、製造工場からの申請に基づき税関において、当該指定銘柄全部につき検査を実施した場合には、その実検数量による。ただし、当該指定銘柄の輸出糖の数量が多く、かつ、急を要する場合において、全部検査を実施することが困難なときには、一部検査によっても、差し支えない。 （省略） 製品検査書の発給された指定銘柄の輸出糖を国内に引き取る場合は、令第 49 条において準用する令第 10 条の規定に基づき「用途外使用等承認申請書」（T - 1140）をその都度提出させる。 上記 の場合は、法第 19 条第 4 項第 1 号後段の規定により、直ちに關税を徴収する。この場合における課税数量の算定は、次の算式による。 $\frac{\text{引き取られた指定銘柄製品のしょ糖の量}}{\text{輸出製造用原料砂糖の数値の 100 に対する割合}}$ (注)イ この場合において、引き取られた指定銘柄の輸出糖<u>しょ糖</u>の量の計算は、令第 48 条第 2 項の規定による。 ロ 引き取られた指定銘柄製品の<u>しょ糖</u>の量の算出の基礎となる当該製品の数量は、上記 の例による。 （省略） 製造工場に入れた輸出製造用原料砂糖の免税額に対して、上記 により算出した課税額と既に輸出された輸出糖の精製に使用された輸出製造用原料砂糖（輸出糖の<u>しょ糖</u>の量と等量の<u>しょ糖</u>の量を含有する輸出製造用原料砂糖）の免税額との合計額が不足する場合は、最終回の国内引	令第 49 条において準用する令第 9 条第 3 項((製造が終了した場合の検査書の交付))に規定する製品検査書には、同条第 1 項((製造が終了した場合の届出))に規定する事項のほか、指定銘柄の輸出糖の糖度（糖度が 99.5 未満の場合には、糖度及び還元糖の含有率）を記入する。この場合において、指定銘柄の輸出糖の<u>しょ糖</u>の量の計算は、令第 48 条第 2 項の規定による。 製品検査書に記載する指定銘柄の輸出糖の数量については、製造工場からの申請に基づき税関において、当該指定銘柄全部につき検査を実施した場合には、その実検数量による。ただし、当該指定銘柄の輸出糖の数量が多く、かつ、急を要する場合において、全部検査を実施することが困難なときには、一部検査によつても、差し支えない。 （同左） 製品検査書の発給された指定銘柄の輸出糖を国内に引き取る場合は、令第 49 条において準用する令第 10 条((製造用原料品の用途外使用等の承認申請手続))の規定に基づき「用途外使用等承認申請書」（T - 1140）をその都度提出させる。 上記 の場合は、法第 19 条第 4 項第 1 号後段の規定により、直ちに關税を徴収する。この場合における課税数量の算定は、次の算式による。 $\frac{\text{引き取られた指定銘柄製品のしょ糖の量}}{\text{輸出製造用原料砂糖の数値の 100 に対する割合}}$ (注)イ この場合において、引き取られた指定銘柄の輸出糖<u>しょ糖</u>の量の計算は、令第 48 条第 2 項の規定による。 ロ 引き取られた指定銘柄製品の<u>しょ糖</u>の量の算出の基礎となる当該製品の数量は、上記 の例による。 （同左） 製造工場に入れた輸出製造用原料砂糖の免税額に対して、上記 により算出した課税額と既に輸出された輸出糖の精製に使用された輸出製造用原料砂糖（輸出糖の<u>しょ糖</u>の量と等量の<u>しょ糖</u>の量を含有する輸出製造用原料砂糖）の免税額との合計額が不足する場合は、最終回の国内引

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
取の際又は指定期間経過の際において当該不足分を徴収する。この場合においては、最終回の賦課決定通知書（控）に不足を生じた事由を注記する。 この場合において、免税額の算定方式は、課税の際の方式に準ずる。 （記帳義務） 19 - 15 令第 53 条第 4 項において準用する令第 12 条に規定する記帳については、次による。 （省略） 上記 に掲げる帳簿に記載された輸出向けの貨物につき、令第 53 条の 2 第 1 項第 1 号の貨物製造証明書等を発行したものについては、当該帳簿に、その取引について、貨物製造証明書等を発行したことの表示をさせる。 帳簿は、令第 12 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号に掲げる事項が含まれているものであれば、あえて税関用に特別の帳簿を作成させる必要はなく、当該承認を受けた者の使用する営業上の帳簿を<u>もって</u>足りるものとする。 記載事項のうち、輸入を許可した税関、その許可の年月日及び輸入許可書の番号（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出の年月日及びその特例申告書の番号を含む。）の記載は、省略して差し支えない。 及び （省略） （原料品が輸入原料糖から製造した精製糖である場合の戻し税） 19 - 19 製造工場で使用された砂糖が輸入原料糖（乾燥状態において、全重量に対する<u>しょ糖</u>の含有量が、検糖計の読みで 98.5 度未満に相当するもの）から製造された精製糖（車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖を除く。）である場合の関税の払戻し額の算定については、次による。 なお、車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖の場合に<u>あ</u>ては、便宜、製糖工場における実績歩留りを参照して算定する。 計算の方法	取の際又は指定期間経過の際において当該不足分を徴収する。この場合においては、最終回の賦課決定通知書（控）に不足を生じた事由を注記する。 この場合において、免税額の算定方式は、課税の際の方式に準ずる。 （記帳義務） 19 - 15 令第 53 条第 4 項(<u>（記帳義務に関する規定の準用）</u>)において準用する令第 12 条(<u>（製造用原料品に関する記帳義務）</u>)に規定する記帳については、次による。 （同左） 上記 に掲げる帳簿に記載された輸出向けの貨物につき、令第 53 条の 2 第 1 項第 1 号(<u>（もどし税に係る貨物の輸出の手続）</u>)の貨物製造証明書等を発行したものについては、当該帳簿に、その取引について、貨物製造証明書等を発行したことの表示をさせる。 帳簿は、令第 12 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号に掲げる事項が含まれているものであれば、あえて税関用に特別の帳簿を作成させる必要はなく、当該承認を受けた者の使用する営業上の帳簿を<u>もって</u>足りるものとする。 記載事項のうち、輸入を許可した税関、その許可の年月日及び輸入許可書の番号（<u>特例申告に係る指定貨物に</u>あっては、特例申告書の提出の年月日及びその特例申告書の番号を含む。）の記載は、省略して差し支えない。 及び （同左） （原料品が輸入原料糖から製造した精製糖である場合の戻し税） 19 - 19 製造工場で使用された砂糖が輸入原料糖（乾燥状態において、全重量に対する<u>しょ糖</u>の含有量が、検糖計の読みで 98.5 度未満に相当するもの）から製造された精製糖（車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖を除く。）である場合の関税の払戻し額の算定については、次による。 なお、車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖の場合に<u>あ</u>ては、便宜、製糖工場における実績歩留りを参照して算定する。 計算の方法

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前												
令第 53 条の 2 第 1 項に規定する貨物製造報告書等の「払戻しを受けようとする原料品の数量」は、製造に使用された原料砂糖（精製糖）の<u>しよ糖の量</u>（糖度の数値 100 に対する割合を<u>しよ糖の割合</u>とみなして算出した量）の $\frac{100}{95}$ とし、輸出の際の分析検定により算出した輸出品中に含まれる<u>しよ糖の量</u>の $\frac{100}{95}$ と上記製造報告書等の数量と比較して、その小さい方を払戻しの数量とし、関税の払戻し額は、当該数量に輸入の際の税率を乗じた額とする。 例えば、 <table border="0"> <tr> <td>製造に使用された精製糖の数量</td><td>Xf</td></tr> <tr> <td>製造に使用された精製糖の糖度の数値の 100 に対する割合</td><td>a</td></tr> <tr> <td>輸入原料砂糖の税率</td><td>t</td></tr> </table> これから使用された精製糖 Xf に見合う輸入原料品の数量 Xs は、 $Xs = Xf \times a \times \frac{100}{95}$ として計算し、Xs に対して納付されたとみなされる関税の額 Ys は $Ys = Xs \times t$ とする。上記により算出した Xs、Ys を製造報告書等に記載しておき輸出の際の検査結果により払戻し額を決定する。 イ 検査が分析検定により行われた場合 輸出品中に含有されている<u>しよ糖の量</u>を X とし、払い戻すべき関税の額を Y とすれば、 $X \times \frac{100}{95} \quad Xs \text{ のときは } Y = Ys$ $X \times \frac{100}{95} \quad Xs \text{ のときは } Y = X \times \frac{100}{95} \times t$ とする。 ロ （省略） 製造された製品の全量が一時に輸出されることなく分割して輸出される場合において、当該製造された製品の全量が保税地域に搬入される等取締りに支障がないと認められるときは、その輸出の際ごとに上記の方式により計算することなく、あらかじめ 1 ケース当たり使用されたとみなされる原料砂糖の数量を算出しておき、これに分割して輸出される製品のケースの数を乗じて輸出製品に使用したとみなされる原料砂糖の数	製造に使用された精製糖の数量	Xf	製造に使用された精製糖の糖度の数値の 100 に対する割合	a	輸入原料砂糖の税率	t	令第 53 条の 2 第 1 項(<u>（戻し税に係る貨物の輸出の手続）</u>)に規定する貨物製造報告書等の「払戻しを受けようとする原料品の数量」は、製造に使用された原料砂糖（精製糖）の<u>しよ糖の量</u>（糖度の数値 100 に対する割合を<u>しよ糖の割合</u>とみなして算出した量）の $\frac{100}{95}$ とし、輸出の際の分析検定により算出した輸出品中に含まれる<u>しよ糖の量</u>の $\frac{100}{95}$ と上記製造報告書等の数量と比較して、その小さい方を払戻しの数量とし、関税の払戻し額は、当該数量に輸入の際の税率を乗じた額とする。 例えば、 <table border="0"> <tr> <td>製造に使用された精製糖の数量</td><td>Xf</td></tr> <tr> <td>製造に使用された精製糖の糖度の数値の 100 に対する割合</td><td>a</td></tr> <tr> <td>輸入原料砂糖の税率</td><td>t</td></tr> </table> これから使用された精製糖 Xf に見合う輸入原料品の数量 Xs は、 $Xs = Xf \times a \times \frac{100}{95}$ として計算し、Xs に対して納付されたとみなされる関税の額 Ys は $Ys = Xs \times t$ とする。上記により算出した Xs、Ys を製造報告書等に記載しておき輸出の際の検査結果により払戻し額を決定する。 イ 検査が分析検定により行われた場合 輸出品中に含有されている<u>しよ糖の量</u>を X とし、払い戻すべき関税の額を Y とすれば、 $X \times \frac{100}{95} \quad Xs \text{ のときは } Y = Ys$ $X \times \frac{100}{95} \quad Xs \text{ のときは } Y = X \times \frac{100}{95} \times t$ とする。 ロ （同左） 製造された製品の全量が一時に輸出されることなく分割して輸出される場合において、当該製造された製品の全量が保税地域に搬入される等取締りに支障がないと認められるときは、その輸出の際ごとに上記の方式により計算することなく、あらかじめ 1 ケース当たり使用されたとみなされる原料砂糖の数量を算出しておき、これに分割して輸出される製品のケースの数を乗じて輸出製品に使用したとみなされる原料砂糖の数	製造に使用された精製糖の数量	Xf	製造に使用された精製糖の糖度の数値の 100 に対する割合	a	輸入原料砂糖の税率	t
製造に使用された精製糖の数量	Xf												
製造に使用された精製糖の糖度の数値の 100 に対する割合	a												
輸入原料砂糖の税率	t												
製造に使用された精製糖の数量	Xf												
製造に使用された精製糖の糖度の数値の 100 に対する割合	a												
輸入原料砂糖の税率	t												

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
量を算出する方法により<u>行</u>って差し支えない。 製造工場で使用される砂糖が原料課税の承認を受けて輸入された精製糖である場合において、当該精製糖の製造に使用された輸入原料品の数量が関税法施行令第 59 条第 2 項の規定により記載されている輸入申告書等により明らかであるときは、当該輸入原料砂糖の量について納付された関税の額を払戻しすべき関税の総額として取り扱う。 上記により算出した払い戻すべき関税の総額が、輸入許可書（<u>特例申告貨物</u>にあつては、特例申告書）に記載されている関税の納付額を<u>上回</u>った場合においても、払い戻す関税の額は、当該納付額の範囲内にとどめる。 （省略） 第 17 節 課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税 （内貨原料品による製品の輸出に係る免税の手続） 19 の 2 - 4 令第 54 条の 3 第 1 項の規定の取扱いについては、次による。 （省略） 関税の免除を受けようとする外国貨物の数量が、確認書に記載されている税関の確認を受けた原料品の全部の数量に見合う数量である場合には、当該貨物の輸入許可（<u>特例申告貨物</u>にあつては、特例申告書の提出）の際、当該確認書の「免税輸入欄」の「税関記入欄」に所要の記載を行つた上、これを税関が回収する。 また、一部である場合には、当該確認書に記載された内取りの免税輸入数量及び確認を受けた原料品の残数量の確認を行い、当該確認書の「免税輸入欄」の「税関記入欄」に所要の記載をしてこれを返付する。 （課税原料品を保税工場等に入れることの承認等の手続） 19 の 2 - 8 法第 19 条の 2 第 2 項の規定により払戻しを受けようとする課税原料品を保税工場又は総合保税地域に入れることの承認の手続及び承認を受けた課税原料品を保税工場又は総合保税地域に入れる際の手続は、次による。	量を算出する方法により<u>行</u>つて差し支えない。 製造工場で使用される砂糖が原料課税の承認を受けて輸入された精製糖である場合において、当該精製糖の製造に使用された輸入原料品の数量が関税法施行令第 59 条第 2 項(<u>原料課税に係る貨物の輸入申告</u>)の規定により記載されている輸入申告書等により明らかであるときは、当該輸入原料砂糖の量について納付された関税の額を払戻しすべき関税の総額として取り扱う。 上記により算出した払い戻すべき関税の総額が、輸入許可書（<u>特例申告に係る指定貨物</u>にあつては、特例申告書）に記載されている関税の納付額を<u>上回</u>つた場合においても、払い戻す関税の額は、当該納付額の範囲内にとどめる。 （同左） 第 17 節 課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税 （内貨原料品による製品の輸出に係る免税の手続） 19 の 2 - 4 令第 54 条の 3 第 1 項(<u>内貨原料品による製品の輸出に係る免税の手続</u>)の規定の取扱いについては、次による。 （同左） 関税の免除を受けようとする外国貨物の数量が、確認書に記載されている税関の確認を受けた原料品の全部の数量に見合う数量である場合には、当該貨物の輸入許可（<u>特例申告に係る指定貨物</u>にあつては、特例申告書の提出）の際、当該確認書の「免税輸入欄」の「税関記入欄」に所要の記載を行つた上、これを税関が回収する。 また、一部である場合には、当該確認書に記載された内取りの免税輸入数量及び確認を受けた原料品の残数量の確認を行い、当該確認書の「免税輸入欄」の「税関記入欄」に所要の記載をしてこれを返付する。 （課税原料品を保税工場等に入れることの承認等の手続） 19 の 2 - 8 法第 19 条の 2 第 2 項(<u>課税原料品による製品を輸出した場合の戻し税</u>)の規定により払戻しを受けようとする課税原料品を保税工場又は総合保税地域に入れることの承認の手続及び承認を受けた課税原料品を保税工場又は総合保税地域に入れる際の手続は、次による。

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省略） 上記により承認を受けた課税原料品を保税工場又は総合保税地域に入れる際には、当該課税原料品を保税工場又は総合保税地域に入れようとする者から承認書、搬入届及び当該課税原料品に係る輸入許可書（<u>特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出があったことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書。</u>以下この項において同じ。）を提出させ、当該課税原料品が輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものであることにつき確認を行い、同一性を確認することができたときは、当該承認書及び輸入許可書にその旨及び搬入年月日を記入した上、提出した者に返付する。この場合において輸入地を所轄する税関と保税工場又は総合保税地域を許可した税関が異なるため輸入許可書だけでは同一性を確認することが困難であるときは、輸入地を所轄する税関あて照会する。 第 19 節 違約品等の再輸出又は廃棄の場合のもとし税 （違約品等の輸出についての関税払戻し申請書の添付書類） 20 - 5 令第 56 条第 1 項に規定する違約品等についての関税の払戻し申請書に添付すべき書類及びその取扱いは、次による。 なお、下記 から までに<u>あっては</u>、端的に違約品等であることを証する書類を必要最少限に添付させるよう留意する。 違約品等の輸出についての関税の払戻し申請書に添付すべき書類は、違約品等であることを証する書類、輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書（郵便により輸入されたものに<u>あっては</u>国際郵便物課税通知書とし、特例申告貨物に<u>あっては</u>、特例申告書の提出があったことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書とする。以下この節において同じ。）及び違約品等保税地域搬入届受領書とする。 「違約品であることを証する書類」としては、クレームが成立した場合に<u>あっては</u>、クレーム解決書（輸出者がクレームを受諾する旨の電報又はテレックスを含む。）を、輸入者等が違約品であることを自ら立証する場合に<u>あっては</u>、分析表、試験成績表、公認検定機関の検量証明書そ	（同左） 上記により承認を受けた課税原料品を保税工場又は総合保税地域に入れる際には、当該課税原料品を保税工場又は総合保税地域に入れようとする者から承認書、搬入届及び当該課税原料品に係る輸入許可書（<u>特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告書の提出があったことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書。</u>以下この項において同じ。）を提出させ、当該課税原料品が輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものであることにつき確認を行い、同一性を確認することができたときは、当該承認書及び輸入許可書にその旨及び搬入年月日を記入した上、提出した者に返付する。この場合において輸入地を所轄する税関と保税工場又は総合保税地域を許可した税関が異なるため輸入許可書だけでは同一性を確認することが困難であるときは、輸入地を所轄する税関あて照会する。 第 19 節 違約品等の再輸出又は廃棄の場合のもとし税 （違約品等の輸出についての関税払戻し申請書の添付書類） 20 - 5 令第 56 条第 1 項(<u>（違約品等の再輸出の場合の払戻し手続）</u>）に規定する違約品等についての関税の払戻し申請書に添付すべき書類及びその取扱いは、次による。 なお、下記 から までに<u>あつては</u>、端的に違約品等であることを証する書類を必要最少限に添付させるよう留意する。 違約品等の輸出についての関税の払戻し申請書に添付すべき書類は、違約品等であることを証する書類、輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書（郵便により輸入されたものに<u>あっては</u>国際郵便物課税通知書とし、特例申告に係る指定貨物に<u>あっては</u>、特例申告書の提出があったことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書とする。以下この節において同じ。）及び違約品等保税地域搬入届受領書とする。 「違約品であることを証する書類」としては、クレームが成立した場合に<u>あつては</u>、クレーム解決書（輸出者がクレームを受諾する旨の電報又はテレックスを含む。）を、輸入者等が違約品であることを自ら立証する場合に<u>あつては</u>、分析表、試験成績表、公認検定機関の検量証明書そ

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
の他違約品であることを立証する資料を添付させる。 （省略） 輸入後において法令により、その販売若しくは使用又はこれを用いた製品の販売若しくは使用が禁止されたものであることを証する書類としては、当該法令を掲載した官報又は公報の写しを添付させる。なお、輸入貨物の外観からは、当該法令の規制内容と当該貨物の販売又は使用の禁止の関係が明らかでない場合には、当該法令の規制の対象となつたことを証する書類（例えば、主管官庁又は検査機関等が発給した証明書、分析表、試験成績表等）を添付させる。	の他違約品であることを立証する資料を添付させる。 （同左） 輸入後において法令により、その販売若しくは使用又はこれを用いた製品の販売若しくは使用が禁止されたものであることを証する書類としては、当該法令を掲載した官報又は公報の写しを添付させる。なお、輸入貨物の外観からは、当該法令の規制内容と当該貨物の販売又は使用の禁止の関係が明らかでない場合には、当該法令の規制の対象となつたことを証する書類（例えば、主管官庁又は検査機関等が発給した証明書、分析表、試験成績表等）を添付させる。